

平成29年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 平成29年第1回定例会記録

おいらせ町議会 平成29年第1回定例会記録				
招集年月日	平成29年3月2日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成29年3月7日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	平成29年3月7日 午後 3時28分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	澤 上 勝	2 番	澤 上 訓
	3 番	木 村 忠 一	4 番	高 坂 隆 雄
	5 番	田 中 正 一	6 番	平 野 敏 彦
	7 番	檜 山 忠	8 番	川 口 弘 治
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	西 館 芳 信	12 番	西 館 秀 雄
	13 番	佐々木 光 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	沼 端 務	16 番	馬 場 正 治
不応招議員	なし			
出席議員	15名			
欠席議員	12番 西館秀雄			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正 太 郎	総 務 課 長	小 向 道 彦
	分庁サービス課長	松 林 政 彦	企 画 財 政 課 長	成 田 光 寿
	まちづくり防災課長	田 中 貴 重	税 務 課 長	小 向 仁 生
	町 民 課 長	澤 田 常 男	環 境 保 健 課 長	松 林 由 範
	介 護 福 祉 課 長	倉 館 広 美	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸
	商 工 観 光 課 長	松 林 光 弘	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠
	会 計 管 理 者	北 向 勝	病 院 事 務 長	小 向 博 明
	教 育 長	福 津 康 隆	学 務 課 長	泉 山 裕 一
	社会教育・体育課長	柏 崎 和 紀	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男
	選挙管理委員会事務局長	小 向 道 彦	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松
	農業委員会事務局長	西 館 道 幸	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一
監査委員事務局長	中 野 重 男			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	中 野 重 男	事 務 局 次 長	小 向 正 志

	臨時職員	吉田美里	
町長提出 議案の題目	1	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
	2	議案第2号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	3	議案第3号	おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について
	4	議案第4号	おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
	5	議案第5号	おいらせ町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
	6	議案第6号	おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
	7	議案第7号	おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
	8	議案第8号	おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	9	議案第9号	おいらせ町特別会計条例の一部を改正する条例について
	10	議案第10号	おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について
	11	議案第11号	おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例について
	12	議案第12号	町道の路線認定について
	13	議案第13号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
	14	議案第14号	八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金の権利の放棄について
	15	議案第15号	八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
	16	議案第16号	八戸圏域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
	17	議案第17号	八戸圏域定住自立圏形成協定の廃止について
	18	議案第18号	青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
	19	議案第19号	平成28年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について
	20	議案第20号	平成28年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
	21	議案第21号	平成28年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
	22	議案第22号	平成28年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
	23	議案第23号	平成28年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
	24	議案第24号	平成28年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
	25	議案第25号	平成28年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
	26	議案第26号	平成28年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）について
議員提出 議案の題目			

開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣告	事務局長 (中野重男君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 着席。
	馬場議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 なお、12番、西館秀雄議員は欠席であります。 (開会時刻 午前10時00分)
議事日程報告	馬場議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
当局の説明	町長 (三村正太郎君)	諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、人権擁護委員の津曲洋子氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから次期の委員候補者として和田貴美子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。 和田氏は平成26年3月に退職するまで六戸町立開知小学校校長等を歴任するなど長年、教職に携わってきました。同氏は教

<p>当局の説明</p>		<p>職を通して子どもの人権教育にかかわってきた経験から笑顔の絶えない安全・安心な環境づくりとその維持に寄与したいとの考えをお持ちです。また地域の方々から厚い信望も受けております。人権擁護活動に理解をお持ちの同氏は人権擁護委員として、まさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 この際質疑を受けます。 質疑ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから諮問第1号について採決いたします。 本件は、これを適任とすることにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本件については適任とすることに決しました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>日程第2、議案第2号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
	<p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。 議案書の11ページ、12ページをごらんください。 本案は、おいらせ阿光坊古墳館条例の施行に伴い、行政職の級別職務分類表に館長補佐を加えるため提案するものであります。 なお、この条例は、おいらせ阿光坊古墳館条例の施行とあわせ、平成29年3月10日から施行するものであります。 以上で説明を終わります。</p>

当局の説明	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第2号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
	馬場議長	日程第3、議案第3号、おいらせ町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。	
	総務課長 (小向道彦君)	それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。 議案書の13ページから15ページをごらんください。 本案は、農地利用最適化交付金事業実施要綱制定に伴う農業委員会会長等の報酬の改定及び地域おこし協力隊の設置に伴い、報酬の規定を加えるため提案するものであります。 その改正内容を申し上げますと、農業委員会会長及び農業委員会委員並びに農地利用調整委員につきましては、それぞれ月額報酬に農地利用に向けた活動に勤務した日1日につき6,000円以内で町長が定める額及び農地利用の最適化に向けた活動に勤務した日数に応じ、予算の範囲内において町長が定める額を加算した額とするものであります。 また、地域おこし協力隊につきましては、地方創生の新たな取り組みとして総務省の推進する地域おこし協力隊制度を導入し、設置するもので、月額16万6,000円とするものであります。	

<p>当局の説明</p>		<p>なお、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後のおいらせ町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額に関する条例の農業委員会会長及び農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬額の規定は平成28年4月1日に遡及して適用するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第3号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>日程第4、議案第4号、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
	<p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。 議案書の16ページをごらんください。 本案は、法改正等により4つの附属機関の新設、2つの附属機関の名称等変更及び委員の構成の見直しを行うため提案するものであります。 その改正内容を新旧対照表で説明しますので、議案書の149ページをごらんください。</p>

	<p>第1条関係は、公布の日から施行するもので、プランの名称の変更により附属機関の名称と所掌事項を改めるものであります。</p> <p>150ページをごらんください。</p> <p>第2条関係については、本年4月1日から施行するものであります。</p> <p>まず、おいらせ町表彰審査会につきましては、委員の構成を改めるもので、町議会の議員を町議会を代表する者に改めるほか学識経験を有する者を教育委員会等の機関や団体を代表する者に改めるものであります。</p> <p>次に、おいらせ町総合計画審議会及び151ページのおいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議、おいらせ町廃棄物減量等推進審議会、152ページのおいらせ町健康づくり推進協議会の4つの附属機関につきましては、委員の構成から町議会議員が該当となる委員を削除するものであります。</p> <p>153ページをごらんください。</p> <p>おいらせ町生活支援体制整備協議会及びおいらせ町認知症施策検討委員会の2つの附属機関は介護保険法の改正に伴い、新設するものであります。</p> <p>次に、国民健康保険おいらせ病院運営審議会は、委員の構成から町議会議員の議員を削除するものであります。</p> <p>次に、おいらせ町就学指導委員会につきましては、文部科学省からの通知により名称と所掌事務を改めるものであります。</p> <p>154ページをごらんください。</p> <p>おいらせ町奨学生選考委員会及びおいらせ町青少年問題協議会につきましては、委員の構成から町議会の議員を削除するものであります。</p> <p>次に、おいらせ町多目的ドーム整備検討委員会につきましては、多目的屋内運動施設の整備に向けて新設するものであります。</p> <p>155ページをごらんください。</p> <p>おいらせ町プロポーザル審査委員会につきましては、新学校給食センターの供用に係る業務委託についてプロポーザル方式による業者選定を実施するほか、今後のプロポーザル方式の業者選定に永続的に対応できるよう新設するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
--	--

	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 6番、平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>今、説明がありまして、議会の議員の部分については、なるほどというふうな形で理解をいたします。 この中で、例えば都市計画審議会、まち・ひと・しごと、それから、健康づくり推進協議会、見ていきますと、学識経験を有する者というふうな項目があります。これらの学識経験というふうなのは、どういうふうな人を指すのか。 同じ字句で書いてますけれども、例えば廃棄物等については、各町内の団体とかそういうふうなのが載ってますし、それから関係機関の職員とかというふうなのが具体的にあるんですけども、その他町長が必要と認める者というふうなものもあります。これらについて組織する会によって選考する委員のちょっと見えない部分というのが今回、学識経験に当たるんじゃないかなというふうに思います。 ですから、この部分をひとつお聞かせをいただきたいのと、例えば健康づくり推進協議会、これには体育団体を代表するというふうなものがありますけれども、その他については農林水産関係、それから農業者の中でやって水産関係の分野というのが、なかなかこの中に出てこないなというふうな思いがあります。これらは健康づくり等についても食だけではなくて、いろんな意味での現場の声を吸収し、そしてまた健康維持、そういうふうなものからいっても組織体としての参画が必要じゃないかと思いますが、これらについて、この2点お聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長 総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>答弁願います。 総務課長。 学識経験とは、それぞれどういう人かというご質問だろうと思いますけれども、それぞれの委員会によって委員会の専門性とかがありますので、それに伴っていくらか変わるのかなというふうに</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>環境保健課長 (松林由範君)</p>	<p>思っておるところであります。</p> <p>それぞれにつきましては、それぞれの担当から説明させていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>当課所管部分、2つほど例として示して挙げて質問をいただきましたが、各組織体の代表、入っていないものもあるのではないかなということのご質問ということで受け取りました。</p> <p>学識経験については、今、総務課長が答弁した内容でございますが、それぞれの組織体の代表、これは当然、健康づくりであれば健康に関連する分野の代表は当然入るわけですが、それ以外の部分については、すべての組織体のものを委員としてお願いをするというのは、なかなか厳しいものがあるかなというふうに考えておまして、その辺は健康づくりであれば健康づくりに関連するものが、どの部分がそれに一番近いかということで選んできたつもりではございますが、今後、必要とされる分野が、もし、出てくるということであれば、従来は慣例というか、以前から入ってきたメンバーが入っているということになってきておりますが、その辺のところは任期終了の前に事前に打ち合わせする際に内容等よく精査しながら判断していくべきかなというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番、よろしいですか。</p> <p>6番。</p> <p>今、環境保健課長が言ったように、すべての団体からの参画というのは私も無駄だと思うんですよ。やはりそれだけの関係する部分。</p> <p>ただ、学識経験というのは、健康づくり推進協議会にあっては、こういうふうな分野に長けている人とかというふうなものがあるんですけどもいいんじゃないかなというふうな思いがあるんですけど</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>ども、特別専門性が、委員会の専門性によって学識経験を選出するんだというふうな総務課長の答弁ですけれども、この辺をもっと明確にしていってほしいんじゃないか。学識経験者というふうな形で選ばれば、本当にその道に長けた人だなというふうな町民の方も捉えると思うんで、やはりこの辺も少し理解できるような説明があってもいいんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>それと全協の資料で見ますと、本当に改正の中で委員の構成というのは、今一度見直しをしてもいいんじゃないか。代表する者、それから団体の役員、行政所管の職員とかとありますけれども、その代表する者というのは、前にも確認しましたけれども、会長でなくてもいいんだと、その組織の代表する長でなくても、その組織で決めてくればいいですよというふうな、たしか確認をしたんですけども、この改正案の委員の構成についても、そういうふうな意味で理解していいのかどうか、ここもう一回確認をしたと思います。</p> <p>それと、やはり私は一番今感じてみて、例えば連合婦人会、商工会、こういうふうな団体の名前もありますけれども、組織体によっては専門的な部分で関係する部分であったら、もっと違う団体とかそういうふうなもの入ってもいいんじゃないか。ごみ減量等についても、漁業者の部分で出るごみも結構あるわけで、やはりこれらについても専門的な処理の仕方、そういうふうなものもあるわけですから、そういうふうな捉え方もされてもいいんじゃないかと思います。</p> <p>ですから、そういうふうな意味では、今一度この代表する者の選抜の仕方、そういうふうなものをどういうふうに捉えるのか確認をしておきたいと思います。</p> <p>総務課長。</p> <p>まず、代表する者ですけれども、前にも言いましたとおり、町のほうとすれば、本来議長とか会長とかというのを予想してましますけれども、もしその人がだめであれば、その代わりに代表する人ということでお願いしたいということでもあります。</p> <p>以上です。</p>
-----------	-------------------------------------	--

質疑	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>6番さん、いいですか。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>7番、檜山忠議員。</p> <p>154ページの多目的屋内ドームの関係のところなんですけれども、前からいろいろ検討はしてきたらと思うんですよね。それとはまた別に新たに選任していくと、そういうふうになるわけですか。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>これまでもさまざまな機会を通して検討はしてまいりました。例えば体育協会のほうでも視察に行っていたりとか、役場内部で組織した検討委員会等も設けておりますが、今回は外部の、例えば一般の町民の方、体育協会とかそういった関係団体とか、そういった方々をお集まりいただいて意見を聞いて具現化していきたいという組織でございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番。</p> <p>新たな人を加えるということはいいと思います。前からの人たちも、やはりちゃんと継続して加えていただいて、また、なおかつ新たな人を加えて検討していくと、そういうふうにしていかないと今までやってきたのが何か無になって、また新しい人たちが最初から検討し直しというふうなことになる、何か無駄になるような気がするんで、そこら辺を、どうなんでしょうか。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>これまでは基本的には、こういった検討委員会、外部の検討委員会というのは立ち上げておりませんでした。内部では確かに関</p>

		<p>係課補佐級で集まった検討会等はございましたけれども。ですので、今回初めてこういう形で検討会を設けるということでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>7番。</p> <p>それはわかりますけれども、最初にかかわってきた人たちも、この円の中に、できるだけ加えてやっていったほうが、いろんなことがわかるだろうし、スムーズに進んでいくんじゃないかなと思うことから話しましたので、そこら辺検討していただきたいと思います。</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>ほかに質疑ございませんか。 **なしの声**</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第4号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>馬場議長</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>馬場議長</p> <p>日程第5、議案第5号、おいらせ町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p> <p>馬場議長</p> <p>総務課長 (小向道彦君)</p> <p>それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。 議案書の21ページ、22ページをごらんください。 本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を</p>
<p>質疑</p>		
<p>当局の説明</p>		

		<p>改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>その改正内容を新旧対照表で説明しますので、議案書の156ページをごらんください。</p> <p>今回の改正は、前述の法律第6条の施行により改正するもので、第1条関係では、本条例の第26条の2が未施行により条例に反映されていないことから平成27年の改正条例を改正するもので、情報提供等記録の提供をした場合の通知先として条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を追加するものであります。</p> <p>第2条関係では、本条例の改正をするもので、第2条第3号では情報提供記録等の規定、第24条では番号法の引用条項を改めるものであります。</p> <p>第26条の2は、平成27年の改正条例の施行により追加されるものであり、その追加に伴い、第26条の2を第26条の3に改めるものであります。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行します。</p> <p>ただし、第2条の規定は、当該法律の政令で定める日となり、本年5月30日からの施行となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>馬場議長</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第5号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
--	--	--

当局の説明	馬場議長	<p>日程第6、議案第6号、おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書23ページ、24ページをごらんください。</p> <p>本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の法律等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。</p> <p>具体的なものをご説明いたしますので、159ページをごらんください。</p> <p>新旧対照表にありますとおり、法律の改正に伴いまして条例で引用している条項の番号が変わるための改正であります。</p> <p>なお、施行日につきましては、当該法律の政令で定める日となり、本年9月30日となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第6号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

当局の説明	馬場議長	<p>日程第7、議案第7号、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (小向道彦君)	<p>それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の25ページ、26ページをごらんください。</p> <p>本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、本条例で引用する条項等を改めるため提案するものであります。</p> <p>その改正内容につきましては、児童福祉法の改正により養子縁組里親を法定化したことにより本条例の引用条項等にずれが生じたため、条例第8条の2、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務ができる職員の規定及び第8条の3、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定について引用する条項等を改めるものであります。</p> <p>なお、この条例は、平成29年4月1日から適用するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第7号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>	
(議員席)	<p>***なしの声***</p>	
馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	
馬場議長	<p>日程第8、議案第8号、おいらせ町職員の育児休業等に関する</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の27ページをごらんください。</p> <p>本案は、国及び県の取り扱いに準じて非常勤職員の育児休業について定めるため及び児童福祉法の一部に伴い、引用条項を改めるなど所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を新旧対照表で説明しますので、議案書の163ページをごらんください。</p> <p>第2条は育児休業することができない職員を規定するもので、非常勤職員の規定を追加するものであります。</p> <p>164ページ、第2条の2は、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項等を改めるもので、第2条の3は非常勤職員の育児休業のできる期間の規定を追加するものであります。</p> <p>166ページをごらんください。</p> <p>第3条は非常勤職員の育児休業の再取得を規定し、第19条及び167ページ、第20条、第21条は非常勤職員の部分休業の規定を追加するものであります。</p> <p>なお、この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>1点だけ教えてください。</p> <p>163ページの(3)のところですけども、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員とあります。非常勤職員以外の非常勤職員というのは、どういうふうなのを指すのか、ここ1点だけお願いします。</p>

	馬場議長	総務課長。
答弁	総務課長 (小向道彦君)	第2条は育児休業することができない職員の規定ですけれども、ここの第3号につきましては、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤ということで、ここの号に該当する職員が非常勤職員が育児休業することができると、そういう規定になります。 以上であります。
	馬場議長	6番。
質疑	6番 (平野敏彦君)	余計わからなくなってきた。具体的に非常勤職員で、今言えば、育児休業を使える職員がいるんだというふうなことじゃないかと私、理解したんですけども、じゃあ、どういうふうな職種にいる人が該当するのかというのを聞いているわけですから、字句の解説じゃなくて具体的に、なるほどというふうな形で答弁していただければと思います。
	馬場議長	総務課長。
答弁	総務課長 (小向道彦君)	お答えいたします。 非常勤職員は週29時間未満で勤務する臨時的任用職員で、具体的には4月1日から非常勤職員というものができまして、児童館の児童厚生員、健康長寿推進室の健診受付の保健師、看護師等が該当になります。 以上であります。
	馬場議長	6番。
質疑	6番 (平野敏彦君)	こういうふうな児童館の構成員とか保健師等でも育児休業をもらえるんだと、週29時間未満で働く職員にも、こういうふうな条件で育児休業を与えますよというふうなことの改正だというふうなことですか。了解しました。ありがとうございます。
	馬場議長	ほかに質疑ありませんか。

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第8号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第9、議案第9号、おいらせ町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。 議案書32ページ、33ページをごらんください。あわせて新旧対照表は168ページになります。 本案は、洋光台団地内の土地を取得するために設置された、おいらせ町公共用地取得事業特別会計について、本年3月で町債の償還が終了し、事業費が縮小することから本年3月31日をもって特別会計を廃止するため、提案するものでございます。 また施行日は本年4月1日とし、平成28年度決算に伴う精算については、一般会計に帰属することになるほか、洋光台団地定住促進助成金等は平成29年度から一般会計予算に予算措置することになります。 以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第9号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 馬場議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第10、議案第10号、おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (小向仁生君)	それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。 34ページから44ページになります。 本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年1月18日に成立、同月28日に公布されたことに伴い、必要となる規定の改正を行うものであります。 その改正内容についてご説明申し上げます。 本年4月から消費税率が10%に引き上げられるとされた消費税法の改正に伴い、地方税法の改正が昨年3月31日付で行われ、町税条例等の一部を改正する条例について同日付で専決し、昨年6月定例議会に報告したところであります。 その1年前の主な内容は、自動車取得税、自動車税、軽自動車税を総称した車体課税が平成26年4月1日に消費税が8%に引き上げられた時点で平成29年4月1日から消費税が10%に改正になることを前提に抜本的な見直しがされていたことと、地球環境にやさしい対応の一つとしてグリーン化機能を維持強化する環境性能課税の導入に伴い、自動車税は取得時に環境性能割と今までの自動車税を自動車種別割に、それから軽自動車税も取得時には環境性能割と今までの軽自動車税を自動車種別割に

		<p>分けて導入するというものであります。</p> <p>このことを踏まえた上で今回の改正となる具体的な内容を申し上げます。</p> <p>添付参考資料の新旧対照表でご説明申しますので、169ページをお開きください。</p> <p>まず、第1条関係、(1)町税条例では、第36条の2の条文の中ほどから下の欄にある字句の変更で、仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人の名称に改めるものであります。</p> <p>また、170ページの第7条の3の2では、住宅借入金等特別税額控除の適用期限をそれぞれの適用に応じて平成41年から平成43年に、平成31年から平成33年に延長するものであります。</p> <p>次に、第2条関係、(2)町税条例の一部を改正する条例では、消費税率10%の導入が平成31年10月1日まで施行延期になったことで、第1条に係る見出しを全体の見出しへと変更し、昨年3月31日付で一部改正の専決処分をした条文、178ページまでのすべての条項を削除し、同178ページから184ページまで新たに削除したものを第1条の2として同条項を設けた改正を行ったもので、内容は先ほど申しました昨年6月定例議会に報告したものと変わりがございません。</p> <p>なお、184ページから186ページまでの附則では、今まで述べました条項に係る平成31年10月1日への期日の延期による経過措置の変更を行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>馬場議長</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>馬場議長</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>馬場議長</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p>
--	--	---

		<p>万円を上限に用地取得費の2分の1を交付する内容を追加しております。</p> <p>次に、工場操業奨励金については、第7条として、投下固定資産に対する納付固定資産税に相当する額を5カ年度交付する内容とするものです。</p> <p>次に、雇用促進奨励金については、第8条第1項第1号の30人を超える人数一人当たり11万円交付を10人を超える人数一人当たり20万円交付するものとしております。</p> <p>なお、施行日は平成29年4月1日からとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
質疑	6番 (平野敏彦君)	<p>187ページのほうで質問させていただきます。</p> <p>改正案のところで経営の産業分類に定める宿泊業、飲食サービス業のうち規則で定めるものとありますけれども、どういうふうなものを指すのか、具体的に説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、奨励措置の対象で、これまで30人が10人雇用する、10人以上であるというふうなこと、固定資産の額も1億5,000万が3,000万に下がったというふうなのは、誘致奨励条例ですから町が働きかけをして、おいらせ町に来てもらうというふうなことであれば、こういうふうな規模でいいのかというふうな思いがあります。</p> <p>続いて、この5条関係のところで見ますと、町内既存の誘致企業が増設するとき、建物等の拡大して人の雇用が図れば、この部分は該当しますというふうなことであろうかと思うんですけども、この条例の趣旨からいって本当にこれで妥当なのかなというふうな、新規に操業しないで増設したものに対しても、この条件を当てはめていくんだというふうなことですが、私はちょっと、自前で町がいろんな足を運んで企業誘致をした、そういうふうなものに対して雇用が新たに図られる、町の財政的な効果とかそういうふうなのが生まれるというふうなのであれば、なるほど</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>商工観光課長 (松林光弘君)</p>	<p>と思うんですけども、ほとんど外的な要因を効果を上げようとする内容でないというふうな思いがあるんですが、これらについて答弁いただきたいと思います。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>第2条、ケの部分です。宿泊業だけに限定するというふうに規則ではうたっております。</p> <p>まず、ここで条例では飲食サービスとありますが、この部分を入れると、当町の飲食業を営んでいる方が相当ありますので、影響が大きいということで、規則のほうで、その飲食サービスを除いて宿泊業だけに限定するというふうな内容と規則では規定する予定になっております。</p> <p>それから、第3条、10人以上と3,000万以上の件であります。誘致するという規模にしては少ないというか、このぐらいの金額でいいのかということですが、私が考えたのは、こういう条件を緩和して、誘致は積極的にするんですが、来ていただきたいという思いで条件緩和をするということで、他市町村と比較して、うちのほうが厳しい条件になっていたの、ここまですべて下げて内容を考えて改正したいと思っております。</p> <p>それから、第5条の2項の部分の増設に係る部分は、これは誘致企業が立地していて、さらに増設する場合に、この増設の部分についても対象としますよという考えのもとで、その誘致企業でない企業の増設じゃないということの改正となります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>今、説明をいただきましたけれども、宿泊業、ケのところについては、ただだと。そうすれば飲食サービス業のうちというのは、私は意味がないものについては条文として入れるべきじゃないんじゃないかなと思います。</p> <p>それと3条のところですけども、条件を下げれば、じゃあ、そういうふうな形で企業誘致が進むのかという思いが一つ、下げることによって条件緩和する、こういうふうな10人以上とあ</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p>	<p>れば11人でもいいわけですから、そういうふうな企業が来て本当に効果が上がるのかというふうな思いがするんですよ。やはり、ある程度の町に対して資本投下をする、そういうふうなものがなければ、例えば前の企業誘致して引き揚げしたコールセンター、自前で金を出さないから簡単に引き揚げていくんですよ。</p> <p>私は、やはりそういうふうなもんじゃないと思いますよ。それだけ金をかけて町に来て操業するというふうなことになるれば、ちゃんと元手を取ろうと一生懸命頑張るわけですから。これでいったら5年間なら5年間ほとんど、ただで商売できるような形ですよ。いくら今、そういうふうな形で厳しい条件かもわかりませんが、やはり町としていろんな形で長い目でちゃんと見て判断すべきだと私は思いますよ。</p> <p>それと今の企業誘致された企業の中で、まずは雇用確保も容易でないというふうな声を聞いてますよ。働く人を探すにも目いっぱい、そういうふうなときに増設なんていうのは、なかなか働く人がなかったら増設なんてできるわけないでしょう。</p> <p>もうちょっと現状を認識を把握して、こういうふうな改正をすべきだと私は思うんですけども、この10人に3,000万、このところは、私はあまり低過ぎると思いますよ。町長、どう思いますか。</p>
	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>まず私から説明をさせていただきますが、この企業誘致奨励条例につきましては、全協でも説明をしたと思うんですけども、さまざまな角度から掘り下げながらも近隣市町村、いろんなのを調べ上げました。</p> <p>その中で、その結果として、やはりおいらせ町の条例は厳し過ぎると。これだと、やはり競争した場合には、おいらせ町に入ってくれないだろうと、選ばないだろうと、企業は。そういったことも含めて本当に慎重に議論をいたしました。</p> <p>やはりこれでも他町村とは同じレベルなんですけれども、10人とか3,000万。1億5,000万の投資額の企業というのは、探して来てくれと言っても、なかなか現実には厳しいところがあります。ですから、ここら辺まで下げてくれることによって雇</p>

		<p>用を拡大していただく、事業経営を継続していただきたいということで、平野議員のおっしゃるような心配の部分はないとは言えないかもしれませんが、来てくれると、そう簡単に、やはり投資しますので、引き揚げるとか、そういうことはないと思いますので、そういった意味では、やはり投資効果もこういった条例を緩和して企業を誘致することには大きなメリットがあるというふうに踏んでおりますので、ぜひ、近隣市町村に負けるような条件ではどうにもなりません。</p> <p>それから増設なんかも、例えば日本ハムのフードパッカーとかいろんな大きいのが拡大したい、今のところ人がない、労力が足りない、外国から入れなければならないところも、いろいろ企業めぐりをしていると問題点も話しますよ、役員の方々。ぜひおいらせ町のところを、うちの会社としては増設をして、もっと雇用拡大をしたいというふうな意気込みを持っている企業がいてくれて、本当にありがたいなというふうに思っていました。</p> <p>ですから、何回も申し上げますけれども、平野議員のご心配もあると思いますけれども、やはりこのぐらいにやらないと他町村との競争にはなりませんので、それでもこのぐらい下げてもなかなか来ない、来てくれるのがあればありがたいというふうに思っていますので、ひとつ窓口等寛容の条例であるかもしれませんが、そういったことでやっていきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいなと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>6 番。</p> <p>この中で全協でも話をしたんですけれども、やはり土地のほうについては用地取得の2分の1、5,000万を上限として助成をするというふうにありますけれども、これについても、今、都市計画の見直しとか、さまざま委員会やっていますけれども、じゃあ、どこでもやれるのかというふうな、特に白地のところについては企業が張りつくのかなというふうな心配もあるわけですよ。やはり町として誘致するというふうな思いがあったら、やっぱりそれなりの特定の場所を指定すべきだし、また、既存の企業が、そういうふうな増設の思いがある、将来的にこういうふうな形で希望があったら、やはりそういうふうなものの声をこたえる条件</p>

		<p>整備をしていくというふうなものであれば、私はなるほどと思うんですけれども、まずは従業員確保とか、さまざまなもので大変だというふうな思いがあり、さらにまた造成をしたいんだけれども、そういうふうな条件が整っていないというふうなことがあるわけですから、私はやはり町として今、段階的に進めるのは何なのかというふうなのを確認しながら、工業団地の新しい指定地、それを定める、そしてまた、雇用についてもUターン、さまざまなものの情報をしながら企業に情報提供していくというふうな方法をとって、この条例を生かしていくというふうなのであれば、なるほどと思うんですけれども、これらについてはちょっと、場所指定とかそういうふうなのはどうなっていくのか、ここを確認しておきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>商工観光課長 (松林光弘君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>工場団地化は本当に重要で、誘致企業にとっては効果的であると認識は同じであります。</p> <p>ただし、これには相当な時間と経費もかかることも予想されると思います。ということで、やはり団地化するには、しっかりとした計画のもとで進めないと本当に町の将来にかかわるものと考えておりますので、全員協議会でも答弁いたしました。今、策定中のマスタープラン、それから、皆さんの特別委員会、地域懇談会、平成31年度から始まる第2次総合振興計画の前期計画に登載できるかを内部で2年間じっくりと検討して、その可否を含めて慎重に考えていきたいと思っています。</p> <p>その効果、団地化の効果が見え出して適当な場所があるとすれば、それは指定できるようにマスタープランの中で私たち所管課としても意見を申し上げて指定できるような用途指定を考えていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>4番 (高坂隆雄君)</p>	<p>4番、高坂隆雄議員。</p> <p>私も、この187ページのところでご質問させていただきますが、町長は誘致企業を公約の一つと掲げておりまして、合併当初</p>

		<p>からの4年間も当然、誘致企業に奔走したものと思っております。</p> <p>今回、その30人から10人へ、1億5,000万から3,000万円へと大幅に緩和をするわけですが、緩和は程度にもよるんですが、まず、それだけ企業誘致を、こちらで企業誘致をしたい、または町外、県外から来たい企業にとっては、緩和ですから来やすいということになります。したがって、町を売り込んできた中で、具体的にいろんな企業さんとお話をする中で、きつこういう提案なんかもあったものかなと推察をしますので、具体的に言える部分がありましたら、要するにこの条例を今、改定をして緩和することによって企業が何社か来るという見通しがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>商工観光課長 (松林光弘君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>平成27年4月から当町に問い合わせ、働きかけがありました進出したいという企業の業種は、野菜加工施設、野菜生産工場、住宅展示場、食品物流拠点など22点となっております。</p> <p>この条件の要件を緩和すれば、立地したいという具体的な話にはなっておりませんが、条例の内容と奨励金の内容とはどのようになっていますかという問い合わせは受けておりますので、具体的に変われば進出するというふうな意見交換にはなっておりません。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>4番 (高坂隆雄君)</p>	<p>4番。</p> <p>緩和することによって具体的にいらっしゃる企業さんがいるということであれば万々歳だと思うんですが、まだ問い合わせが22件ある中で具体化はしていないというのであれば、緩和の措置が非常に大幅過ぎるのかなという感じがするんですね。先ほどの平野さんの意見にもありましたが、要するに緩和が大きいという感じがします。</p> <p>現行の規定だって、いつごろできたのかわかりませんが、当時</p>

		<p>も周りを見ずにして、この基準をつくったわけではないと思いますから、この辺が妥当だろう、相場だろうということで作られて現在に至ると。ここへきて大きく緩和するわけですから。</p> <p>じゃあ、別の見方をしますと、外部からいらっしゃるときには、こういう緩和の措置が適用になる。じゃあ、町内の人が新たに起業をするという場合は、企業誘致ではないわけですが、どういう優遇措置というか、この外部から10人以上で3,000万以上の投資をすれば企業誘致として該当になるわけです。町内の人が業を起こして、この10人以上の雇用と3,000万以上の投下をした場合に、どういった条例によって、どういう優遇措置があるのか教えてください。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>商工観光課長 (松林光弘君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>この誘致条例は外部の企業だけに対象としているものでなく、町内の企業の方でも立地すれば、この条件にかなえば誘致企業として認定しまして奨励金を交付したいという条例改正であります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>4番 (高坂隆雄君)</p>	<p>4番。</p> <p>町内の方もオーケーということですから、そこはそこで理解をいたします。</p> <p>私は、一つ要望をしておきたいと思うんですが、今回みたいな誘致条例を緩和しながら適用させていくという考え方は、その基準額とか基準によっては賛成する、あまりしたくないという人もあるかもしれませんが、去年みたいな台風の被害があったわけですよ。農産物の被害、きのうも一般質問で出てましたが、要するに町内の農家の方であれ、商工業者の方であれ、または全くの一般家庭が、たしか私、去年の全協だったと思いますが、台風被害について協議した中で、倉庫に大木が倒れて車庫の中の乗用車まで大破したという事案もあって、何とか町として、何が適切かそれはわかりませんが、適切なかわかりませんが、援助できないものかという提案をしました。</p> <p>要するに今回の工場誘致条例は外部の方も町内の方も対象だ</p>

		と、こう言いますけど、町に大きく被害が及んだときにも町として何ができるのかを考えていただいて、要するに農業者に対して援助ができるものは速やかにそこまでやるとかという対策もしていただきたいなど、こう思いますが、町長の考え方をお聞きしたいと思います。
答弁	馬場議長	商工観光課長。
	商工観光課長 (松林光弘君)	災害等で商工関係等にそういう商工業者の被害があった場合には、融資制度というものがありますので、商工会とタイアップして、そして照会して利子補給等の対応を考えることもあります。そういう制度を今までやってきております。 商工関係は以上です。
答弁	馬場議長	よろしいですか、4番。 町長。
	町長 (三村正太郎君)	ちょっと内容がびんどこないところがあって、今、後ろから聞いていたんですけど、災害で木が倒れて、それこそ家が壊れた、そういうふうないろんなことがあったら救う手立てはないかということですか。
	馬場議長	もう3回目ですので。 要は台風による農業被害があった場合に、町独自で救済する考えはないかということですね。
	馬場議長	暫時休憩します。 (休憩 午前11時06分)
	馬場議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午前11時07分)
	馬場議長	9番、吉村敏文議員。
質疑	9番 (吉村敏文君)	時間も過ぎていきますので、端的に言います。 今、平野議員とか高坂議員のほうからも出ておりますが、これは前から言われていることで、企業誘致、また、震災のときに震

		<p>災特区で進出したところにも優遇をしますというふうなもので条件緩和的なものもありました。今ここで企業誘致の緩和をしているわけですよね。先ほどからも、以前からも私は言っているんですが、平野議員からのほうからも出てますけれども、まず仮に、おいらせ町に行きたいですよと、場所どこなんですかと問ったときに、ないんじゃないですか、これ。端的に言えば、売るものはないのに買ってくださいますよと云ってるようなものですよ、これ。条件ばかり緩和したって、物がここに建てられないでしょう。例えば、行きますと、行きたいんだといったときに条件緩和する土地を、じゃあ、ここですよと言うまでの間、どのぐらいの時間、タイム、時間ですね、期間を要してこれに対応しようとしているわけですか。それ、答弁をお願いします。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>商工観光課長 (松林光弘君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>おっしゃるとおり、町のほうで工場団地的なものを指定しておりませんので、具体的に、この場所ということは紹介できませんが、ただ、当課として適地として今、考えられている4カ所あります。旧ホクエツ跡地、それから、セイナンコンクリート、それから、共和コンクリート、まだ製品は置かれておりますが、共和コンクリート、セイナンコンクリートとホクエツ、それから、三ツ和食品、当課とちょっと関係ないですが、地域整備課のほうでお話があって、今その企業がもう立地に準備に入っているというふうな情報も入ってきておりますので、今、問い合わせがあれば、この場所を紹介して現地を確認している企業もあります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>9番 (吉村敏文君)</p>	<p>9番。</p> <p>そういうふうなことであれば、先ほど言ったように、高坂議員が言ったように、じゃあ、何件かあるわけでしょう。問い合わせがあって、どこなんですかと、ある程度踏み込んだ話になっているわけでしょう。じゃあ、ありませんよという答弁はおかしいんじゃないですか。具体的に、そういうふうなものが、まだ決まっ</p>

てはいないんだけど、そういう問い合わせがあつて、話もいくらか進みますよという物件があるのであれば、あるというふうな答弁だと思いますよ。先ほどの答弁は、ないということでしょう。

私が念頭にあるのが、菅文さんですよ。菅文さんが話が来てから会議をするまで5年ぐらいかかっているわけでしょう。民間の企業からすれば、5年というスパンは本当に長いんですよ。時間は金で買えないんです。企業は利益追求ですから、行くと決めたら進出すると決めたら一日も早く操業して事業をして資金とか利益を出したいわけですよ。菅文さんが5年いたのは私は本当に感謝しますよ。あれはなかなかないと思う、撤退してもおかしくないと思えますよ。

ですから、前に私も委員会で言わせてもらいましたが、行政的な手続は、それはそれで大変なこともあろうかと思えます、それはね。業者さんのほうは、企業さんのほうは、やはり資本を投下するわけですよ。お金をそこにつぎ込むわけですから、やはり相当な覚悟で来るわけですから、お互いに歩み寄った形の中で本当に具体的にいくという形をしないと、お役所仕事の関係で対応されたら、民間の企業の方はたまったもんじゃないと思えますよ。いくら条件を緩和しても、こっちのところが前に進まない、というような前向きなものになっていかないと、絵に描いた餅になりますよ、これ。

やはり本当にやりたいというのであれば、今、課長が答弁してましたけど、用地がないのに、だって来てくれということ自体が、私の感覚とすれば、もうはなからずれてるんですよ。これは前からずっと私も言ってきましたけれども、土地規制の厳しいがために、なかなかできないというのはわかっています、何回も答弁もらってますから。じゃあ、どういうふうに進んでいるんですかというのが、ようやくこの間、土地審議会ですか、少し動き始めましたけれども、これだと時間が本当にかかり過ぎるんですよ。私から言わせれば、民間の考え方から随分外れるんですよ。

だから、本当にやりたいのであれば、やはりもっと事務的じゃなくて、もっと心が通ったというか、真剣度が増してやらないと、こういうふうな奨励で条件を緩和しました、1億5,000万が3,000万、30人が10人とか、こういうふうに進んで、

	<p>馬場議長</p> <p>商工観光課長 (松林光弘君)</p>	<p>じゃあ、行きますよと言ったときに具体的にどこにも行くところがなかったら、どうにもなんねえでしょう。違います？ 私の言ってるのはおかしいですかね。答弁お願いします。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>おっしゃるとおりだと思います。</p> <p>ただし、私が先ほど申し上げました、前に操業していて今、操業していない跡地を優先的に紹介するという段取りで紹介していきたいと思っていますし、個人の所有の土地も紹介しているところもあります。</p> <p>ただ、そこは規制ある、ないしはその後の調査によって該当するか、しないかにもなりますけれども、そういう段取りで跡地、広大な土地というのを紹介していきたいと思っておりますし、今できることは、ソフト・ハードと言えば語弊がありますが、ソフト的なものを今、改正して、先ほど言ったしっかりとした計画のもとで団地化なりのちゃんとした土地を造成して紹介できるような政策をしていければ、第2次総合振興計画にのせていくことの話合いもできていくのかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>私からもちょっと申し上げさせていただきます。</p> <p>まず、吉村議員のおっしゃることもわかります。それは八戸市あるいは弘前市、五所川原市をとっても工業団地が既にあります、前々から。うちのほうもありました。もう完売をして百石工業団地は空きがないんです。全部完売したという。五所川原とかいろんなところ、八戸もそうであります、広大な土地の中で、まだ余っているところがあるものですから、非常に紹介しやすい。ですから、誘致条例そのものも各市町村あるわけですが、八戸とか五所川原は非常に適用、説明しやすいですね。条例が。団地があるわけだ。指定する場所、ここに来てくださいというのが、とんでもないメリットなわけですよ。</p> <p>ところが、現在のところ、うちのほうはありません。売れちゃ</p>

	<p>っているから。だとすれば、今、課長が申し上げたように、候補地を今、優先的に話をした候補地をやりながら、そして個人的なところも、ここだけは来たいとなれば、うちはいつでも協議しますよというところの地権者の方もいらっしゃいます。今の話の生協と菅文、これは民間のほうで、ここに来たいということで探してきましたね。それが一つ。それから、東京インテリアも、あそこに来ました。これも自分たちは、ここに来たいと。自分たちで探しているんですね。それから、川長さんも木ノ下のほうに来ましたね。</p> <p>だから、そういったふうに会社のほうで、ここにホテルを建てたいから、イオンモール周辺にホテルを建てたいから、この土地、何とか町で協力できませんかといったときには動き出すこともできるわけです。</p> <p>ですから、そういったことも含めて、そういったときに企業誘致条例の、あるいはどうなってる町ではどういうふうにありますかと必ず来るんですよ。だから、こういうふうな企業誘致の条例が整備してあります、緩和されて、こういうメリットがあります、ですから、ぜひ、お宅さんの希望する土地、協力しますし、土地の利用についても協力します、はぐのは、はがなきゃなりませんよ、協議しますよと。そういったことで説明すると、非常に企業が来やすいしということで、やはりソフトの部分の条例整備をしておかないと、まずはやらない。</p> <p>もう一つは、平野議員がおっしゃったように、工業団地が造成すれば理想的ですけれども、時間がかかり過ぎる、これから。それから、土地利用の規制云々ということもやりながら、今度は場所を特定するとするならば、ワセモリタイ一つとっても買収にかかる。これは相手があることだ。それから、工業団地の今の北側のほうの話もありますけれども、これらについても、いざやるとなったら、とんでもない時間がかかるわけですよ。ですから、そこまでやって整備するまで5年以上かかるとするなら、そこまで企業が来たいというときに、今どうなっているんだ、前のように厳しい条件かといったときには来にくくなるわけですよ。</p> <p>ですから、我々はそういったことで総合的に対応していきたいというので、まずは工業団地をつくるまでは真剣にやるつもりで議論のほうは後になりますけれども、団地をつくる、つくらない、</p>
--	---

		<p>新産事業団に委託するか、しないかということなども、これらは大変大きな問題になる。ものすごい金がかかるわけで、何十億という世界に入りますので、そういったときに、まず来てくれる企業があるとするなら、こういう条件を緩和しておいて、近隣市町村に負けない、これが特に優れてるものじゃありません。調べたので、それ並みに合わせたのですから。そうした条件の中だと、おいらせ町に来れるのではないかということで、ソフトとハードの面と並行して考えながらも、まずは今、ソフトのこの条例を整備させていただいて、議決していただいて、そして私どもはこういうのがありますよと、条例が緩和されてありますよと、思いきって営業できるような環境づくりをしたいなと思っているんです。</p> <p>ですから、先ほども申し上げましたけれども、ハード面を整備するには何十億の世界に入るし、いろんな手続があって年数がものすごくかかりますので、これはみんなと一緒に真剣にやらなければいけない問題ですから、当面この部分を認めていただければありがたいというふうに思います。</p> <p>議案第11号の審議の途中でありますが、1時間大幅に過ぎましたので、ここで15分の休憩をとります。</p> <p>9番議員さん、3回目の質問は休憩後にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、11時35分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時20分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時35分)</p> <p>引き続き、議案第11号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>工場等とついてはありますが、第5条のほうを見れば、必ずしも工場という表現が的確でないような気がするんだけど、どうしてもこれで行きたいということであれば、工場等と「等」を付けたらいかがでしょうか。</p>
	馬場議長	
	馬場議長	
	馬場議長	
質疑	11番 (西館芳信君)	

答弁	馬場議長	答弁願います。 商工観光課長。
	商工観光課長 (松林光弘君)	今のご指摘については、そこまで注意がいておりませんで、このまま前の条例を改正するという事だけに注視しておりましたので、いろんな業種がありますので、工場というだけにと今と比べて、このまま提案させていただきたいと思っております。 以上です。
	馬場議長 (議員席)	11番、よろしいですか。 ほかに質疑ございませんか。 **なしの声**
	馬場議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	馬場議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第11号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第12、議案第12号、町道の路線認定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
当局の説明	地域整備課長 (澤口 誠君)	議案第12号についてご説明申し上げます。 議案書の49ページから51ページをごらんください。 本案は、町道整備事業等により整備された木内々5号線のほか11路線、延長1,121.5メートルの効率的な管理を図っていくため、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道として認定するため提案するものであります。 また、路線認定の路線図は添付参考資料の190ページから1

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>95ページに記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>1点だけ質問いたします。</p> <p>道路法第8条第2項の規定に基づき認定するわけですが、私、これを見て、幅員がさまざまあって、前は4メートル以上なければというふうなことで認識してあったんですけども、この資料を見ますと2.4メートル、3.3メートル、それから6.5とかさまざまあるわけで、実際に幅員の基準というのはあるんですか。これが1つ。</p> <p>それと前は道路が行き止まりのところについては迂回できるように接続しなければ認定できないような話もちょっとしたので、この2点、教えてください。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>道路の幅員については、例えば4メートル以上ということではない、そういう規定はありません。</p> <p>それともう一つ、行き止まり等の道路等についてですが、こちらについても、そういうような規定は町道認定の際にはないということになります。</p> <p>行き止まりの部分につきましては、これまで私道の寄附の条件ということで旧町時代におきましては、行き止まり、通り抜けできない道路については寄附を受けられませんよというような規定はありましたが、現在、合併以降、この部分については行き止まりであっても私道の寄附等も受けれるということで、その辺の要綱の改正等もしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第12号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありません。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第13、議案第13号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
	総務課長 (小向道彦君)	<p>それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。 議案書の52ページ、53ページをごらんください。 本案は、当町が加入している青森県市町村総合事務組合の構成団体である八戸市階上町田代小学校中学校組合が田代小中学校の閉校により、平成29年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。 以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第13号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第14、議案第14号、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金の権利の放棄についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書54ページ、55ページをごらんください。</p> <p>本案は、平成29年度からの八戸圏域連携中枢都市圏形成に当たり、八戸地域広域市町村圏事務組合で設置している八戸地域広域ふるさと市町村圏基金を取り崩し、連携中枢都市圏の連携事業に充てるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、同基金に対する出資金に係る権利の放棄について提案するものであります。</p> <p>具体的には、55ページをごらんください。</p> <p>八戸広域の各市町村で基金に出資した金額、総額1億円、うちおいらせ町分は550万7,000円を権利放棄し、連携中枢都市圏の連携事業用に活用するものであり、圏域市町村が同様の議会手続を行うものであります。</p> <p>また権利放棄の期日につきましては、今回の関係市町村の議決後に県との規約変更手続を経て、その後に組合議会における手続があることから、本年11月1日としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

質疑	6 番 (平野敏彦君)	6 番、平野敏彦議員。
答弁	馬場議長	企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 あくまで予定ということでございますが、平成30年度から、ふるさとフェスタ観光マップの事業等に充てるということで今、想定してございます。 以上であります。
	馬場議長	6 番、よろしいですか。
	(議員席)	ほかに質疑ございませんか。
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第14号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	日程第15、議案第15号、八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		企画財政課長。
当局の説明	企画財政課長	それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。

	<p>(成田光寿君)</p>	<p>議案書、56ページから58ページをごらんください。</p> <p>本案は、議案第14号と関連するものでありますが、平成29年度からの八戸圏域連携中枢都市圏形成に当たり、地方自治法第286条第1項の規定により八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び出資金の権利放棄に伴う基金の廃止並びに規約の変更について協議するため提案するものでございます。</p> <p>具体的には、新旧対照表でご説明いたしますので、198ページをごらんください。</p> <p>規約第12条から15条の変更及び別表の削除は、先ほどの議案第14号に関連し、出資金の権利放棄と基金の廃止を伴うものでございます。</p> <p>199ページをごらんください。</p> <p>第3条の表の変更は、基金で行ってございました八戸広域活動事業が終了し、連携中枢都市圏事業に移行するため、共同処理の事務のうち広域計画策定等の規定を削除するものであります。</p> <p>なお、施行期日ではありますが、権利放棄に関連した部分は本年11月1日、共同処理に関連した部分は平成30年4月1日としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第15号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

	<p>馬場議長</p>	<p>日程第16、議案第16号、八戸圏域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は59ページから69ページになります。</p> <p>本案は、議案第14号、第15号と関連するものでありますが、平成29年度からの八戸圏域連携中枢都市圏形成に当たり、地方自治法第252条の2第3項の規定により八戸市との間において連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することについて協議するため提案するものであります。</p> <p>施策連携する取り組みでございますが、連携協約に掲載するのは大きな柱となる23の施策であり、62ページから69ページまでの表に掲載されております。</p> <p>なお、各施策の具体的な事業につきましては、去る11月18日の議員全員協議会でご説明いたしました連携中枢都市圏ビジョンに掲載されることとなります。</p> <p>また連携協約の締結につきましては、八戸圏域内の各市町村での議会を経て3月下旬に連携協約を調印し、4月1日から連携中枢都市圏の取り組みが始まることとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>これから協定が締結されるわけですが、私はこの協定の中で、例えばページ63、64のところに高次の都市機能の集積強化とありますが、この連携施策の中で高度な医療サービスの提供、そして64ページには医療体制の充実というふうなことで、自治体病院下における医師の派遣体制の構築、ドクターカーの運行等と、こうありますけれども、これらについては、私は、</p>

		<p>この圏域内には公立病院として、名川、五戸、おいらせ病院があるわけで、この3病院を見ますと、非常に医師の充足率が課題となっております。私は、こういうふうな協定を結ぶ際に医師派遣もちゃんとできるような体制づくりをすべきだというふうなことで町長にも提案してあるわけですから、その辺の中身的な運用はどのようなふうなことになりますか。</p> <p>例えば、うちのおいらせ町だけじゃなくて連携して病院を共有する自治体の首長が、こういうふうな内容で同じ条件で八戸から、八戸市は医師の充足率が120%もあるわけですから、そういうふうな形で派遣してもらおうとか、そういうふうな形で調整をしながら八戸との締結をするというふうな考えがないか、お聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、今の段階での予定ということになりますが、実は医師の連携事業につきましては、連携中枢都市圏ビジョンの計画の中にも掲載されております。これまでそれぞれの部会、ワーキング等で協議した中での話ではありますが、今のところは、この医師派遣事業につきましては、八戸市を中心に三戸町、五戸町、田子町、この4市町でやることで計画を進めてございます。これに仮においらせ病院を追加するとなりますと、改めて部会、ワーキングのほうで検討して、この医師派遣事業の中においらせ町が参画するような運びになります。</p> <p>今ご提案いたしました連携協約につきましては、あくまでも大きな柱の施策でありますので、そういった途中での変更、追加等は、その都度協議しながら変更していくのは可能でございます。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>これを見ますと、今の答弁ですと、三戸郡の公立病院については協議をしていると。同じ圏域の中にあって何でおいらせ病院のほうで弾かれているのかな。医師の充足率については、白倉院長</p>

		<p>も退職しながらも籍をちゃんととどめるような条件整備をしているわけでしょう、町のほうでは。</p> <p>そういうふうな実態を踏まえたときに、今この圏域を形成する八戸市の事業効果というのはすごいわけですよ。構成する7町村にあっては、おこぼれがどれなんですか。私は、これを見れば八戸市が一人勝ち、あとのほうは構成する下支えをただしているだけに過ぎないなというふうな理解をしますよ。</p> <p>こういうふうな中に医療とかそういうふうな部分については、やはりちゃんとした構成市町村としての声を出していくべきじゃないですか。初めがスタートでつまずいたら、もう3年も4年もだめですよ。私が言ってるのはそこですよ。町長、どう思います？</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>答弁願います。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>平野議員おっしゃることもごもっともでありますので、具体的には、それぞれの部会、医療関係であれば医療の部会がありますので、そちらのほうに申し送りをして改めて検討してもらうようにしていきたいと思っております。</p> <p>なお、医師派遣事業のほかにも救急母子周産期医療に係る人材育成事業等は、おいらせ町が入ったりしておりますし、全市町村が枠組みで入っているものもございますので、たまたま今の医師派遣事業については三戸郡を中心にやっていたということがございますので、先ほどの平野議員のご意見をいただいて担当部会のほうにお話ししたいと思っております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>いいですか。ランプがついてないんですよ。だから、次にいっちゃうんですね。</p> <p>6番。</p> <p>今こういうふうに協約を結ぶわけですから、締結するわけですから、やはりこの中の文言を変えるというふうなものも容易でない</p>

		<p>と思いますけれども、附則事項にちゃんとつけ加えるとか、そういうふうなもので、やはりおいらせ町はちょっと違うよというふうな部分を盛り込む、そういうふうな方法が私は大事だと思いますよ。そうでないと八戸から見たら、どれもみんな7分の1しかないわけですから。</p> <p>そういうふうな意味では、やはり保健所だって八戸にちゃんとって機能が、今度八戸が出てくるわけですから。こちらのほうの思いというのをちゃんと伝えていくというふうな方法をつくってつけ加えておいてもいいからやっていくというふうな形で取り組んでほしいと思いますよ。よろしくお願いします。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今回提案いたしました連携協約につきましては、大きな柱となる連携施策を載せてございます。個別の事業は、このビジョンのほうに細かいものが載ることになりますので、さらにはこの連携協約の文言につきましては、構成市町村すべてが同じ内容で協約する、議案に提案することになりますので、この内容でどうかご理解いただくよう、お願いいたします。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>2番 (澤上 訓君)</p>	<p>2番、澤上訓議員。</p> <p>私のほうからは、ちょっと確認ということで、よろしくお願いしますと思います。</p> <p>まずは、62ページから69ページまでの政策分野というか、いろんな各種事業等の施策ありますけれども、これは先ほど説明の中では、具体的なものは、もう既に全部決まっている、各分野ごとに全部すべて決まっているというふうな受け取ったんですけども、その点がどうなのかということと、それから、今出ましたけれども、乙の役割、甲と連携してとありますけれども、どういう連携の仕方でやっていくというようなことなのかが、わかれば教えていただければと思います。</p>
	馬場議長	企画財政課長。

<p>答弁</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目の具体的なものでございますが、先ほどのご説明でもお話ししましたとおり、具体的なものは計画と言われます八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン、いわゆる計画のほうに登載されることとなります。議員全員協議会のときにもお配りいたしました都市圏ビジョンというものに載ることとなります。</p> <p>あくまでも、これは計画でございますので、今後、毎年毎年時代とともにいろいろなニーズも変化していきますので、それぞれ担当部会、ワーキング等がありますので、その中で議論しながら随時、変更・見直し等していくこととなります。</p> <p>それから役割のところでございますが、甲は八戸市、乙は、それぞれの町村、今回の協約につきましては、八戸市とおいらせ町が行いますので、乙は、おいらせ町ということになります。</p> <p>甲の役割としましては、やはり八戸市は中心市ということになりますので、八戸市を中心に、例えば八戸市がこれまで行っていた事業等を連携して、それぞれの町村に分け与えるといえますか、もともと八戸市で行っていた事業を、例えば、おいらせ町が行って、その恩恵を受けると。そのかわり必要に応じて費用負担を行うとか。あと物によっては八戸市がすべて負担して事業を行うものもあります。そういった形で甲は、どちらかという、主の役割で乙のほうは、それを副次的に恩恵を受ける立場ということになるかと思っております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>2番 (澤上 訓君)</p>	<p>2番。</p> <p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>そこで66ページの社会教育の充実という部分がありますけれども、ここで社会教育施設を相互利用を図るなどということで施策の内容が載っています。しつこいような話をするわけなんですけれども、要は施設利用料に関しても、これだけの圏域の人たちが集まるんで、そこで情報交換しながら統一した料金で連携を図っていくということを考えてもいいんじゃないのかなというふうに私は思いましたので、これをぜひ提案したいなど。ぜひ圏</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>域の会議があったら、それを職員、積極的に、その辺のところをアピールなり、いろいろしながらお願いしたいなと思っております。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今、澤上議員から出たご意見のほうも担当部会、担当ワーキングのほうにお話しをしたいと思います。</p> <p>現在それぞれの市町村で持っている公共施設等については、それぞれの市町村の条例等に基づいて使用料を払うなり、あと減免を受けるなりやっているものと思っておりますので、その辺の実態も含めて各ワーキングのほうで話ししていただくように、こちらのほうで申し送りしたいと思っております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>2番 (澤上 訓君)</p>	<p>2番。</p> <p>私が今、何でこのことをしゃべったのかというのは、要は、例えばトレーニング施設は八戸市で100円で使えるんですよね、八戸市民でなくても。おいらせ町の場合は、例えば2倍とか、そういう金額を記されてるんですけども、それを、例えば八戸市にあわせて統一して、お互いに交流人口をどんどんふやしたり、八戸市ばかりでなく圏域の中で、そういうふうなことをもっともって図っていくのも必要じゃないのかなというような気がしております。そういうことで、ぜひよろしくお願ひしたいなと思ひます。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番、檜山忠議員。</p> <p>保健所のことでお聞きしたいんですけども、中核市になったということで、八戸では保健所関係はすべて県のほうから今度は委託を受けて全部やることになったみたいなんですけれども、じゃあ、我々おいらせ町のは、どこの保健所になるのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいと思ひます。</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>おいらせ町の保健所の管轄は、従来どおり三戸地方保健所になります。今回、八戸市のほうが中核市に移行いたしましたので、独自に八戸市で単独で保健所を持つこととなります。今までは八戸と、あと三戸郡、おいらせ町で保健所の管轄になっておりましたが、それから八戸市だけが特別に独立した保健所を持つということになります。おいらせ町は従来どおり変わりございません。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番。</p> <p>大部分の町民の人は、恐らく中核市に八戸がなったということで、その圏域の中に、おいらせ町も入っているというようなことで誤解している面があると思うんで、はっきりとそれらは告知して、今までどおりであるのであれば今までどおりだよと。場所がどこにあるのかということも教えるべきだと思いますけれども、いかがですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>確かに町民の方々のほうで今の連携中枢都市圏の移行、それから八戸市のほうで保健所が設置されるという記事等もいろいろ出ていますので、誤解を招く部分もあろうかと思っておりますので、その辺は担当課のほうと相談しながら周知、PRのほうも考えていきたいと思っております。</p> <p>それから、八戸市のほうで今回、保健所が単独でできますが、連携中枢都市圏事業の中でも全然関係ないわけではなくて、ソフト部分、八戸市の保健所を中心に関係町村のほうで、いろいろさまざまな健康事業等行うこととしておりますので、八戸市のほうで保健所が設置されましても全くそれは恩恵がないわけではなくて、連携事業の中でさまざまな健康づくりの相談事業等行う予</p>

		<p>定でありますので、参考までにつけ足してお知らせいたします。</p> <p>以上であります。</p>
答弁	馬場議長	企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>おいらせ町の管轄の保健所は、従来と変わらず、八戸の尻内にあります県の合同庁舎にあります。</p> <p>以上であります。</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第16号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>ここでお昼のため1時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前12時05分)</p>
	馬場議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後1時30分)</p>
	馬場議長	<p>日程第17、議案第17号、八戸圏域定住自立圏形成協定の廃止についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
当局の説明	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書70ページをごらんください。</p> <p>本案は、議案第14号、15号、第16号と関連するものではありますが、平成29年度からの八戸圏域連携中枢都市圏形成に当たり、八戸市との間で締結した定住自立圏形成協定を本年3月3</p>

<p>当局の説明</p>	<p>馬場議長</p>	<p>1日をもって廃止するため、おいらせ町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1項の規定により提案するものであります。</p> <p>なお、八戸圏域内の各市町村で同様の議会手続を行うものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第17号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	
<p>馬場議長</p>	<p>日程第18、議案第18号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>	
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書71ページ、72ページをごらんください。あわせまして新旧対照表201ページになります。</p> <p>本案は、青森県新産業都市建設事業団の事業に係る一般管理費について、当該事業団の計画に平成29年度において負担する額を加えるため、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条による改正前の地方自治法第300条第1項の規定により提案するものであります。</p>	

当局の説明	馬場議長	<p>当町の来年度の負担額は18万3,000円となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	(議員席)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第18号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
馬場議長	<p>日程第19、議案第19号、平成28年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>	
企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書73ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から1億4,373万円を減額し、予算の総額を121億2,648万9,000円とするものであります。</p> <p>次に、78ページをごらんください。</p> <p>第2表継続費補正につきましては、防災行政無線放送施設整備事業について事業費の精査により総額と年割額を変更するものであります。</p> <p>79ページをごらんください。</p> <p>第3表繰越明許費補正につきましては、1件の事業追加であり、国庫補助事業である個人番号カード等関連事務費交付事業に</p>	

	<p>ついて国予算の関係上、平成29年度において執行するため、繰越明許費を設定するものであります。</p> <p>続いて80ページから82ページをごらんください。</p> <p>第4表地方債補正につきましては、1件の事業の追加と6件の限度額変更、1件の事業廃止を行うものであり、それぞれ事業費の精査等に伴うものであります。</p> <p>81ページをお開きください。</p> <p>下段、学校給食センター建設事業につきましては、昨年12月定例会におきまして国の経済対策関連補正予算を活用し、合併特例債から補正予算に係る地方債に変更したところでありますが、その後の起債の地方交付税措置を精査した結果、配分基準額を超えた額は交付税算入が見込めないことが判明したことから今3月定例会におきまして、その分を合併特例債活用に変更するものであります。</p> <p>さきの12月定例会におきまして、一度議決をいただいた後の変更となり、また地方債事務の精査不足がありましたことについて改めてお詫び申し上げます。大変申しわけございませんでした。</p> <p>それでは、歳入歳出の主なものにつきまして別冊の事項別明細書でご説明申し上げますので、ご用意ください。</p> <p>まず、歳出の主な内容であります。</p> <p>16ページをごらんください。</p> <p>2款1項4目財産管理費の公共施設整備基金積立金は、歳入歳出の収支状況を踏まえ、5,000万円を追加するものであります。</p> <p>19ページをごらんください。</p> <p>2款2項3目情報政策費の個人番号カード等関連事務交付金338万5,000円の追加は、明許繰越事業であり、国庫補助事業として行っているマイナンバー関連事務について国の予算の追加配分と年割調整に伴い、計上するものであります。</p> <p>24ページをごらんください。</p> <p>3款1項3目高齢者福祉費、地域介護・福祉空間整備等事業費補助金348万1,000円の追加は、国庫補助事業として町内の介護事業所に対する介護ロボット購入費助成分を計上するものであります。</p>
--	---

		<p>25ページをごらんください。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費、子ども医療助成費、456万3,000円の増額、2目児童措置費、子どものための教育・保育給付費955万円の増額は執行見込額の精査により計上するものであります。</p> <p>27ページをごらんください。</p> <p>4款2項1目清掃総務費、八戸地域広域市町村圏事務組合し尿処理施設解体設計委託費負担金32万8,000円の追加は、施設老朽化に伴う解体撤去に際し、当時の関係市町村の負担金として計上するものであります。</p> <p>なお、平成29年度予算においては、工事費分の負担金を計上することになります。</p> <p>28ページをごらんください。</p> <p>4款4項1目病院費、病院事業会計収益運営費負担金1,734万8,000円、病院事業会計、資本運営費負担金168万1,000円は、病院事業会計の収支見込みにより、それぞれ増額するものであります。</p> <p>29ページをごらんください。</p> <p>6款3項2目、漁港整備費、漁港施設機能強化事業費負担金300万円の減額及び30ページ、漁港施設機能保全事業費負担金300万円の増額は、県の工事設計変更により同額分について負担金の組み換えを行うものであります。</p> <p>31ページをごらんください。</p> <p>8款2項2目道路橋りょう新設改良費、町道舗装補修工事費2,057万6,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。</p> <p>34ページをごらんください。</p> <p>9款1項4目無線放送施設費、防災行政無線放送施設整備工事費877万3,000円の増額は、平成28年度、29年度の2カ年事業における事業費配分の精査と補助対象外事業分の追加によるものであります。</p> <p>36ページをごらんください。</p> <p>10款3項3目学校建設費、百石中学校講堂建設工事実施設計委託料579万2,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。</p>
--	--	--

	<p>38ページをごらんください。</p> <p>10款4項8目阿光坊古墳群保存整備費、阿光坊古墳群ガイド ンス施設建設工事費7,568万9,000円の減額は、事業費 の確定によるものであります。</p> <p>39ページをごらんください。</p> <p>10款5項4目学校給食センター建設費の学校給食センター 屋外環境等整備工事費1,073万8,000円の減額は、事業 費の確定によるものであります。</p> <p>このほか各款にわたっての減額は事業の完了や執行見込額の 精査によるものであります。</p> <p>次に、歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。 ページは戻りまして3ページをごらんください。</p> <p>1款1項町民税及び2項固定資産税の各税目の増額は、収入見 込額の精査によるものであります。</p> <p>6ページ、14款国庫支出金から10ページ、15款県支出金 までは、国県補助事業の交付決定及び事業の確定等に伴い、それ ぞれの補助金等の増額または減額を行うものであります。</p> <p>10ページをごらんください。</p> <p>18款2項1目財政調整基金繰入金5,507万5,000円 の減額は、歳入歳出財源調整によるものであります。</p> <p>12ページをごらんください。</p> <p>21款1項2目土木債の急傾斜地対策事業債600万円の減 額と急傾斜地崩壊対策総合流域防災事業債540万円の増額は、 国の急傾斜地対策事業内容にあわせまして、対象となる起債へ変 更するものであります。</p> <p>13ページ、4目教育債では、事業費の確定に伴い、阿光坊古 墳群ガイドンス施設建設事業債8,200万円を減額するほか、 学校給食センター建設事業債では、第4表の地方債補正でご説明 並びにお詫び申し上げましたが、起債の地方交付税措置を精査 し、交付税算入が見込めない部分が大きいとため、その分を合併特 例事業債の活用に変更し、起債充当率にあわせて増減調整するも のであります。</p> <p>ページが後ろのほうに移ります。41ページ、42ページをご らんください。</p> <p>給与費明細費は特別職及び一般職の給料及び手当等の変更に</p>
--	---

		<p>ついて示したものであります。</p> <p>43ページをごらんください。</p> <p>継続費に関する調書は当該年度中の支出予定額を反映させた全体計画を示したものであります。</p> <p>45ページ、46ページをごらんください。</p> <p>地方債に関する調書は、1件の事業の追加と6件の限度額変更、1件の事業廃止を反映させた起債元金の償還見込額と年度末の現在高見込額を示したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入全款についての質疑を行います。3ページから13ページまでです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>4番、高坂隆雄議員。</p>
質疑	<p>4番 (高坂隆雄君)</p>	<p>支出を見ながら収入の質問になるんですが、病院費のところでは、今回補正が1,900万ほどになるんですけども、収入では、どの部分が該当するのか教えてください。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>病院の衛生費、病院費になるんですけども、1,902万9,000円ですね、病院の補正の部分ですけども、一般会計の繰り出しとなりまして、病院の補正の部分でいきますと、病院の収入で、病院事業特別会計の部分の、この中の2番の他会計補助金の項目になります。明細のほうにいきますと、不採算地区病院に係る経費ということで、そちらのほうに入る形になっております。</p> <p>以上になります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>企画財政課長。</p>

答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 町の会計から病院会計のほうに繰り出す際の財源ということ でよろしいでしょうか。 一般財源になります。 以上であります。
	馬場議長	4番。
質疑	4番 (高坂隆雄君)	一般財源だろうとは思っていますが、要するに今回、国県から 入ってきたお金がそのまま流れるということではなくて、補正で すから全体を組み換えた中で出たお金を繰り出すということで 理解してよろしいですか。
	馬場議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 そのとおりでございます。 以上であります。
	馬場議長	ほかに質疑ありませんか。 11番、西館芳信議員。
質疑	11番 (西館芳信君)	7ページの14款国庫支出金の中で一番下のほうに中長期在 留者住居地届出等事務委託金ということで2万9,000円カッ トされているんですが、この事業は、どういう事業だったでしょ うかね。事務の対応を教えてほしいんですが。
	馬場議長	町民課長。
答弁	町民課長 (澤田常男君)	お答えいたします。 長期在留者住居地届出等事務委託金でございますが、以前の外 国人登録の関係の事務でございます、それが名称変更で、こう いう名称に変わっております。 以上でございます。

質疑	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>11番。</p> <p>じゃあ、2点教えてください。 在留資格いろいろあるんですが、この中で中長期というふう に、あえて中長期というふうにしている点と、それから、住居地 ということで住所地よりは緩やかになっている点、これがどうい うことだか、そこの2点お願いします。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>答弁願います。 町民課長。</p> <p>お答えいたします。 中長期の期間ということについて、ちょっと申しわけございま せん、今、手元に資料がないので、後刻回答したいと思います。 それから、住居地ではなくて住所地ということ、範囲が拡大し ているのではないかなというお話ですけれども、申しわけござい ません、これについても、ちょっと確認して後で回答したいと思います。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>後刻回答ということによろしいですか。 6番、平野敏彦議員。</p> <p>私は10ページの繰入金の財政調整基金繰入金5,500万円 減額になって2億9,514万5,000円が予算現計になって おりますけれども、これについては財政調整基金を繰り入れする わけですから、取り崩しをするというふうなことになるかと思 います。この分が、そうすると、基金が財調が減っていくという ふうなことで、今現在どのぐらいの財調が残っているのか、この 運用についても、どういうふうになっているのか、お聞かせをい たいただきたいと思います。 それから13ページの先ほど説明があった町債のところです けれども、阿光坊古墳群ガイダンスの合併特例債8,200万円 が減額になって給食センターのほうに8億3,530万というふ うな。学校給食センターのほうから合併特例債が、当初はたしか こんなに多くなかったと思うんですけれども、なぜこういうふう</p>

答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>に多くなったのか、もうちょっと詳しく説明いただきたいと思 います。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目、財政調整基金の残高であります、3月補正後の 段階で約14億になってございます。</p> <p>それから、合併特例債の関係であります。13ページですね。 学校給食センターの特例債につきましては、当初、申しわけご ざいませぬ、12月補正のときに、ちょっと申しわけございませ ぬ、ちょっと資料を探しますので、ちょっとお時間をください。</p> <p>失礼いたしました。お答えいたします。</p> <p>給食センターに係ります合併特例債事業分の限度額は、28年 当初予算の時点で2億3,480万円でございます。その後2 8年9月補正の際に2億2,100万円に限度額を減額しており ます。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>会計管理者 (北向 勝君)</p>	<p>企画財政課長、答弁をまとめて先に会計管理者が答弁を申し入 れておりますので、会計管理者に答弁をお願いします。</p> <p>会計管理者。</p> <p>平野議員の基金の運用についてお答えいたします。</p> <p>基金はすべて証書で定期預金として1年定期で運用しており ます。</p> <p>以上であります。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>先ほどの学校給食センターの起債の関係について、わかる範囲 でお答えしたいと思います。</p> <p>まず、学校給食センターは当初には28年度分の工事として合 併特例債を2億3,480万円を計上しております。その後9月 補正の段階で、ある程度の入札等行われまして、それで合併特例 債を1,380万円減額しております。それで12月補正のとき</p>

		<p>に国の補正予算のほうを活用するというので採択ができましたので、そちらのときに、これを組み換えるという形で整備事業債のほう、補正予算債のほうを活用しております。このときは補正予算債といたしまして10億84万円ほどを計上しておりました。</p> <p>その後こちらのほう、補助事業自体が実費、つまり工事に係る全部のものが対象になる補助事業でないということと、それから基準面積、基準単価というのがありましたので、その部分が精査されて起債側のほうとして減額をしなきゃならないということになったかと思われます。それで今回それを組み換えるために合併特例債のほうの事業をふやして補正予算債の整備事業債のほうの減額をとったという形になっていると思われます。</p> <p>以上です。</p> <p>馬場議長 暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後1時56分)</p> <p>馬場議長 休憩を解き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後1時57分)</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君) 学校給食センターにかかる合併特例債の予算の編成につきましては、先ほど学務課長が答弁したとおりでございます。28年度当初のときは2億3,480万円を限度額として地方債を見込んでおりました。その後、9月補正におきまして2億2,100万に補正をしております。その後、12月補正の際に10億8,400万に増額してございます。すみません。</p> <p>同じです。同じであります。申しわけありません。</p> <p>馬場議長 6番。</p> <p>6番 (平野敏彦君) 会計課長の説明ですと、基金の金額が3月末で14億、定期預金で運用してるというふうなことで、そうすると、こういうふうな5,500万の当初予算的に補正前では3億5,000万は財源として使われているわけですけども、今度5,500万を減らしてトータル的に2億9,514万5,000円というのは、これは28年度予算、一般財源として使用されるというふうなことで解釈していいのかどうか、このところ。</p>
答弁		
質疑		

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それから学校給食センターの建設事業債が8億7,880万円を減額して合併特例債のほうに移しかえたというふうなのは、なぜ。学校給食センターの建設事業債という項目がちゃんとあるわけで、なぜ、ここでこれを切り替えをしなければならないのか、そのところの説明が。予算的には、その流れはわかりましたけれども、なぜ、そういうふうに。</p> <p>本来ですと、学校給食センター建設事業債というふうなことで借り入れが可能だから予算計上したんじゃないですか。それを合併特例債のほうに移しかえをしなければならない理由というのは、私はちょっと聞いていませんので、もう一回ちゃんと説明をお願いします。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>13ページの学校給食センター建設事業債（合併特例債）、その下に学校給食センター建設事業債、括弧がないものがございます。今回、下の括弧がないほうを三角の8億7,880万、合併特例債のほうを8億3,530万増額しております。これにつきましては、12月の補正において合併特例債のほうを減らして下のほうの括弧がないほうに増額しております。この括弧があるほうと、ないほうの違いは、括弧がないほうは国の補正予算に伴う補正予算債という起債を使うために、あえて括弧がないものを示してございます。</p> <p>今回その補正予算債のほうを減額した理由でございますが、先ほどの担当課長説明のときも申し上げましたが、補正予算債を当初見込んでおりましたが、それをすべて活用した場合に交付税算入が見込めない、合併特例債に比べて、かなり交付税算入が見込めないということで、試算したところ、約7億ぐらい交付税算入が見込めないということが判明いたしましたので、このまま当初の補正予算債を活用しますと、交付税算入で、かなり痛手を負うこととなりますので、今回、合併特例債に、その分を戻して今回の補正になったわけでございます。</p> <p>以上であります。</p>
-----------	---------------------------------------	--

答弁	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>なぜ起債のほうが給食センターの事業を行っているのに、こういうふうな、認められないのかということになりますけれども、まず一つ、先ほど実工事費というお話がありました。</p> <p>この補助事業の中には、まず一つ、面積というものが出てきます。今の給食センターは延べ床面積で1,794平米程度の面積のものをつくろうとしています。ただ、補助の場合、児童生徒数によって計算されることによって、まず資格面積というものが出てきます。それが全部、新增築改築合わせて1,364平米、認められる面積は、この面積になります。</p> <p>それでもう一つ出てくるのが、それに伴って基準単価というものが出てきます。文部科学省のほうで示す単価というものが24万8,800円という、1平米当たり。それらの影響が出ております。その裏分しか対象にならないということになります。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>会計管理者 (北向 勝君)</p>	<p>会計管理者。</p> <p>基金の運用についての一般財源として活用されるかどうかということですが、基金そのものについては、現在18種類の基金を会計課で管理しています。それぞれ各課の運営方針に基づいて定期預金で管理をしてくださいという運営方針を各課から回答というか、その方針をいただいて管理しております。</p> <p>つまり各課の運営で事業に財源として充当するという思いがあれば、それなりの財源として使われるというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>基金のほうについては、財政調整基金について聞いているわけですから、他の基金については目的がちやんとあって、それで運用しているわけですから、それは理解できます。</p> <p>ただ、この財政調整基金を一般会計で取り崩しをして使うということは、本来この基金というのは、いつでも一般財源的に取り</p>

	<p data-bbox="379 1870 494 1904">馬場議長</p> <p data-bbox="379 1975 545 2009">企画財政課長</p>	<p data-bbox="651 185 1420 638">崩して使えるというふうな考え方ですと、県の今年の29年度予算編成では三村申吾知事は基金の取り崩しをしないで今年予算編成をしたと。それだけ健全化に努めてきたんだというふうな、新聞で載っています。これからいったら県のほうの三村申吾知事が言う部分とは、この分が、じゃあ、自分たちがためてきたものを使って年度間の調整をしているわけですから、そういうふうな意味では本当にこれで黒字になってもいいのかなというふうな。当たり前じゃないですか、3億も基金を取り崩しをしているわけですから。</p> <p data-bbox="651 660 1420 1008">本来、私は運用的にいくのであれば、この基金が、例えば3億入れたら年度末には、また3億返してゼロになるというふうなのだったらわかりますよ。10億すべてが定期預金になっているのであれば、それだけ利ざやも稼げるし、運用だって、そう簡単に現金を動かさないんじゃないですか、定期預金になっていれば。こういうふうな考え方がちょっと、私とは、ちょっと理解が違うなというふうな思いです。</p> <p data-bbox="651 1030 1420 1220">それと、次の13ページのところですけれども、国の補正予算債を活用した場合、交付税が7億円見込めないというのは、ちょっとこのところが、どういうふうな意味かわからないんですよ。</p> <p data-bbox="651 1243 1420 1803">国の制度で事業として補正予算債を国が設定して使いなさいというふうなことでやっているのに対して、国の指導のとおりやったら交付税算入が減る、交付税が減るということは、逆に言えば、必要とする金のある中から基準財政需要額で入ってくるものが引かれるわけですから、例えば8億3,500万合併特例債が入ることで7億も交付税が減る、そういうふうな制度というのがあるんですか。これは私、どう理解すればいいか、よく理解できないんですよ。数字で、じゃあ、並びでやってみてくださいよ。今、学校給食建設事業債が8億7,880万円予定してあったけれども、これがなぜ7億円が見込めなくなるのか、ここの根拠をちゃんと説明しないと理解できないと思いますよ。</p> <p data-bbox="678 1870 853 1904">企画財政課長。</p> <p data-bbox="678 1975 1117 2009">説明が足らず申しわけございません。</p>
<p data-bbox="183 1975 247 2009">答弁</p>		

	(成田光寿君)	<p>資料のほうは議案書の81ページのほうでちょっとご説明したいと思います。</p> <p>81ページが一番下、2行ですね、学校給食センター建設事業(合併特例事業)、その下、括弧なしの学校給食センター建設事業があります。</p> <p>見方としては、上のほうが、お見込みのとおり合併特例債を使った起債ということになります。下の括弧書きがないほうが12月補正のときに措置いたしました補正予算債ということになります。</p> <p>補正した後、3月補正後が右側になりますが、12月の時点では左側であります。このときを想定いたしますと、交付税の算入率でお話ししますと、合併特例債のほうは起債の充当率が95%、事業費に対して95%掛けます。それが起債額になります。それに対して交付税の算入率は70%になります。</p> <p>一方、補正予算債のほうは事業費に対して充当率が100%で地方交付税の算入率は50%、2分の1ということで、約2分の1の補助事業のようなものに形上はなっております。</p> <p>仮に12月補正のままの事業で遂行した場合に、実は補正予算債の場合は充当率100%ですが、事業費すべてを起債対象と見込めるわけではなくて、配分基準額というものがああります。</p> <p>例えば給食センター10数億かかる事業費ですが、それをすべて補正予算債を組めるものではありません。いろいろ精査していきましたら、そのうち配分基準額は3億7,000万ぐらいでございます。10数億の給食センターの事業費のうち補正予算債を組めるのは3億7,000万ぐらいです。それから国庫補助金が引かれますので、残ったものに起債を充当いたしますので、その結果、補正予算債を活用した交付税のほうは1億ぐらいという形になります。</p> <p>よって、12月補正の左側のままでいった場合は、交付税のほうは1億ぐらいしか見込めないという結果になります。</p> <p>今度、右側が3月補正後でございますが、上の給食センター事業債の合併特例事業は丸々補助金を引いた後に充当率95%、さらに交付税算入率が70%になりますので、そうなりますと、約8億ぐらい交付税が見れることになります。</p> <p>よって、先ほどの補正予算債を活用しただけですと、交付税は</p>
--	---------	--

質疑	<p>馬場議長</p>	<p>1億、合併特例債をきちんと活用いたしますと、8億ということで、その差が7億ぐらいあるということでございます。</p> <p>ちょっと説明がややこしくなって申しわけありませんが、今説明できる範囲内でご説明いたします。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款議会費から第5款労働費までについての質疑を受けます。事項別明細書15ページから28ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>4番、高坂隆雄議員。</p>
	<p>4番 (高坂隆雄君)</p>	<p>28ページのところで質問をいたします。</p> <p>病院費なんです、負担金が2つに分かれていて、うち収益のほうで1,700万、資本のほうで168万とあります。後で特別会計の補正に入るわけですが、病院の資本の収入を見ますと、169万1,000円なんです。要するに一般会計では168万1,000円、病院のほうの受けでは、資本のほうの受けでは169万1,000円と、これは後でどちらが正しいのか、または違う理由なのか、これも1点お尋ねします。</p> <p>それから、負担金1,700万が収益のほうですから、それが病院会計のほうでは、どこへ入るのか。これは特別会計のほうに入ってから、またお聞きすればいいことかもしれませんが、私は国保おいらせ町病院の運営審議会のメンバーでもありますので、そこでもお尋ねをしたり、意見を言ったりしますけれども、町の一般会計から繰り出しをした、病院は受ける、そうしたときに、わかりやすいような勘定科目をつけてくれると数字で一致している、していないがわかるんですね。</p> <p>ところが、今後出てくる病院会計のほうでは他会計補助金、負担金、もろもろありまして、どこなのか、いまいちよくわからないということと、今お尋ねしたいのは、その1,900万なりが</p>

答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>財源は町の自己財源だということですが、なぜ、自己財源を今、繰り出しをするのか、その辺をお尋ねします。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>病院のほうへの繰出金といいますか、町からの負担金につきましては、当初予算の時点で病院会計のほうとの精査、調整の結果、すべてそのとき町からの分を全部繰り出しというか、負担金として支出できるわけございません。当初予算を組むに当たりまして、ある程度決まった予算の配分がありますので、その中で病院のほうの負担金分を予算措置してございます。</p> <p>3月、今の時点になりまして、病院のほうも年度分の会計が、ある程度見込まれましたので、それにあわせて今の時期、町からの繰出金といいますか、負担金として今回、予算措置したものでございます。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>4番 (高坂隆雄君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりました。そういうことであれば、例年、回数は1回なのか2回なのか3回なのかわかりませんが、分けて一定の割合ずつを繰り出しをしているということで理解をします。</p> <p>病院事務長にお尋ねをしますが、先般、28年度の見込みの収支が出まして、少し大きく赤字になりそうな雰囲気でした、それは今回の1,900万には関係性はあるのか、ないのか。</p> <p>それから、この間はこの時期に1,900万の補正で病院に入るといふ資料があったのかどうか、お尋ねします。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>高坂議員に前の病院運営審議会のときの資料、決算見込み等こちらで示しておりましたけれども、1月、2月、3月の経営状況で、ある程度挽回いたしまして、当初5,000万ほどの赤字かなという部分が出ていましたが、現状では3,000万ほどの赤字に収まる見込みになっています。</p>

質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>これは特別会計のほうで説明しますが、入院患者数が大幅に減ったというのが原因でした。今回の一般会計の繰出金については、その部分も入っていきまして、今の見込みに対しては、その中に入っていますので影響はないと思います。</p> <p>以上になります。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>私も高坂議員に関連して28ページのところで確認をしたいと思いますが、先ほど財政課長は、この負担金については収支見込みにより一般財源を充当するんだというふうな説明でしたが、本来病院の事業会計については、繰出基準があって収益的収支の部分、それから、資本的収支の部分、資本的な部分については地方債償還の利子とか、そういうふうなのが積算の根拠になっていると思うんですけども、これらについては、当初の段階でベッド数、それから、いろんな算定根拠からいったら当初予算の中で確定が、ある程度できて、今、微調整でやったというふうならわかりますけれども、収支の見込みによりというふうなことは、例えば病院が赤字だと見込まれる場合は、一般財源を充当して補填するんだというふうなことの説明だったのか、ちょっとそこを私、理解できませんので、説明をいただきたいと思っています。</p> <p>それから、事務長については、今、赤字が見込まれるというふうなことで、病院会計のときに確認しますけれども、たしか私、前に聞いたときは、いろんな意味で収支バランスがいいんだというふうなことで確認していましたので、この点お聞きしたいと思います。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>平野議員おっしゃるとおり、繰出基準というものがございまして。当初予算編成につきましても、補正予算の都度におきましても、その都度病院側と繰出基準を見ながら町からの繰出金等をい</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>つも精査しながら調整して額を決めてございます。</p> <p>今回の補正につきましても、病院側の繰出基準と精査しながら今回の額を決めたものでございます。</p> <p>以上であります。</p> <p>病院事務長。</p> <p>平野議員にお答えします。</p> <p>先ほども言いましたとおり、去年ある程度患者数の部分でも支出の部分でも、ちょっとぎりぎりの線かなということではお話をしていたんですけども、どうしても入院患者数が去年と比べまして1,400名ほど減るといことがだんだんはつきりしてきております。実際患者数が減ると薬品費も減るといことで、その部分では支出も減るんですけども、やはり大きく患者数の部分での収入がその分減るといことで、バランス的には支出のほうがどうしても大きくなっていくといことになっております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>事務長のほうは、まだ病院会計のほうで確認させていただきすけれども、繰出基準に基づいて算定すれば、調整するといのは、どういうふうなことで調整になるのか、私はちょっと、この調整という意味がわからないんで。</p> <p>それと今言う調整をして繰り出しを、今1,734万8,000円と168万1,000円になっていますけれども、この資本的収入に対する負担金といのは何が根拠になっているのか。</p> <p>資本の場合ですと、特定されているわけですから、今の時期に出すといのも赤字補填で、この1,900万がいくのか、新たな、例えば資本金のほうで機材、そういうふうなものを購入したものに充てるための原資ですよといふうなものなのか、この中身がよく理解できないんですけども、本当に赤字補填のために今とりあえず1,900万を出しましたといふうなことなのか、こここのところ、ちょっと理解できませんよ。</p>

	馬場議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 (小向博明君)	資本運営費の負担金の分168万1,000円ですが、こちらは病院の資本的収支のほうの建設改良費の中の固定資産のほうに機械備品、医療機器関係ですね、そちらの購入費の2分の1を繰出基準の中に入れておまして、そちらを今回、補正で繰り出ししてもらおう形で上げております。 以上になります。
	馬場議長	6番、いいですか、答弁。あと1回ありますけれども、いいですね。 14番、松林義光議員。
質疑	14番 (松林義光君)	ちょっと確認したいんです。今、4番議員とか6番議員さんが質問している病院の繰り入れ、これはさっき何か5,000万ぐらいの赤字になるかもしれない。国保審議委員会ですか、終わった後に回復傾向にあって2,000万ぐらいの増が見込めるといふふうに私は受け取りました。 ここで1,700万繰り入れしても、まだ足りないような気がします。確認です。これを繰り入れすると赤字はないよと、病院経営、赤字はないよということによろしいですか。
	馬場議長	病院事務長。
答弁	病院事務長 (小向博明君)	松林議員にお答えいたします。 今回の繰り入れは、当初予算で入れていなかったというか、入らなかった部分が今回入った形で、今の決算見込みの部分をちょっと発言したんですけれども、その中にも折り込み済みの金額となっております。これを入れてもざっと2,000～3,000万ほどの赤字見込みという決算見込みという形ではなるとおられます。 以上になります。
	馬場議長	14番。

質疑	<p>14番 (松林義光君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>もう一つ確認します。</p> <p>病院の積み立てというのか、内部留保資金というのか、病院の会計でお金があるということですね。この町から今、1,700万 万余り繰り入れしても足りないんだと。が、病院の中に内部留保のお金 がありますよと。それで補填しますよということになるんですか。</p> <p>病院事務長。</p>
答弁	<p>病院事務長 (小向博明君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>松林議員にお答えします。</p> <p>今の部分は、1,900万のうち1,700万は病院の営業のほうの、赤字、黒字のほうの収支のほうの収入になるわけですが、 けれども、実際、内部留保のほうは減価償却した部分とか資産の減耗費とか いう部分がたまっていくほうなので、そちらからは補填はできない形に なっております。</p> <p>以上になります。</p> <p>14番。</p>
質疑	<p>14番 (松林義光君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>内部留保、補填ができない。ちょっと疎いから、数字に弱いから、もう一度確認の意味でお伺いします。</p> <p>補正予算から何回かに分けて繰り入れしてバランスをとると、赤字解消のためにバランスをとると。この1,700万 万余り繰り入れして、どういうふうになるんですか。この金を入れて、その結果、赤字になるんですか、ならないんですか。それとも全く心配ありませんと。病院会計は心配ありませんよということになるのか。病院内に、お金ありますよと、内部留保のお金ためてますよと。ですから、心配しなくてもいいですよということになるんですか。</p> <p>病院事務長。</p>
答弁	<p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>営業収支の部分で黒字、赤字という部分では出てきます。それで今の一般会計の繰出金を全額、今回の予算措置で入るんですけ</p>

		<p>れども、それをいうと、まず赤字になる予定となっております。</p> <p>内部留保については、あくまでも先ほど説明した償却資産の部分、減価償却した部分とかがたまっていく形になりまして、実際の全体のお金の流れとしては、営業分と今の支出されない部分、中にたまった分を相殺すると5,000～6,000万ほどの黒字にはなると思います。</p> <p>以上になります。</p>
	馬場議長	病院事務長、端的に聞いてますから、端的に答弁してください。
	馬場議長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時28分)</p>
	馬場議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後2時29分)</p>
	馬場議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>7番、檜山忠議員。</p>
質疑	<p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>26ページ、4款衛生費のことで聞きたいと思います。教えてください。</p> <p>高齢者インフルエンザ予防接種委託料、それから高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料というふうに出ていますけれども、これ、どうなんですか。何歳以上の人には案内してやっているみたいなんですけれども、接種率はどういうふうになっていますか。</p> <p>それからあと、もう一つ聞きたかったのは、小学校のこのインフルエンザに関しては教育費のほうにも出ていないと思うんですけれども、ここで聞いてもいいんでしょうか。であれば、小学校のインフルエンザの状態はどういうふうになっているか、今年の兆候的なものをお聞かせ願えませんか。</p>
	馬場議長	環境保健課長。
答弁	<p>環境保健課長 (松林由範君)</p>	<p>高齢者インフルエンザ、それから肺炎球菌、現在の予算要求時点での接種者は2,223人ということで、今後の見込みを考えると、不足するだろうということで今回、補正をしたということになっております。</p>

		<p>接種率につきましては、申しわけございません、ちょっと分母となる人数、手持ちに資料がないので、後で報告させていただきたいと思います。</p> <p>高齢者肺炎球菌につきましても、同様に予算要求時点で384人が接種しているということで、その分、今後の見込み分を補正をお願いするというところでございますが、こちら分母となる部分をちょっと手持ち資料がありませんので、後で報告させていただきます。</p> <p>それから、高齢者インフルの対象につきましては、65歳以上、通常65歳以上の方が対象になっております。</p> <p>それから肺炎球菌につきましても、これは国の助成があるということで、65歳から5歳刻みということになっております。</p> <p>以上でございます。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>インフルエンザの小学校、中学校の状況ということだと思います。あと補助のほうもという形なのかなと考えていましたけれども、まず、インフルエンザの補助ということ自体は教育委員会では行っておりません。</p> <p>インフルエンザの状況といたしましては、初めのあたりは、さすがにかなりかかった児童生徒さんも多く、2校ほど学級閉鎖を行いました。今の段階では大分落ち着いてきていますので、インフルエンザ等の人数もかなり減ってきております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番。</p> <p>効果があるからやるんだろうと思うんですけども、どうですか、目に見えた効果的なのが出ていると感じますか。何か死亡率が少なくなったような気もしないわけでもないですけども、そこら辺、ちょっとわかったら教えていただきたい。</p> <p>それからインフルエンザのほうなんですけれども、小中学校の。大分、特に私が見ているのは木内々小学校の関係の子どもたちを見ていたんですけども、どうなんです、昨年から比べ</p>

		<p>て何か多かったような気がしましたけれども、そうでもなかったんでしょうか。どうでしょう。</p>
答弁	馬場議長	学務課長。
答弁	学務課長 (泉山裕一君)	<p>詳しいデータがないので、はっきり数字的なことは言えないんですけども、去年と比較して私も多かったような感じがしております。</p> <p>以上になります。</p>
答弁	馬場議長	環境保健課長。
答弁	環境保健課長 (松林由範君)	<p>ご質問にあったような死亡率等のデータについては、ちょっとこちらのほうでは把握をしております。</p> <p>それから、先ほどの高齢者インフルエンザ等肺炎球菌ワクチンの予防接種、28年度は今、途中ということなんですが、27年度の接種率はわかりますので、お知らせいたします。</p> <p>27年度の分については、47.2%、これがインフルエンザのほうですね。それから、肺炎球菌のほうは36.9%ということになっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	馬場議長	7番。
質疑	7番 (檜山 忠君)	<p>最後です。</p> <p>いろいろ話は聞くんですけども、もっともっと積極的に接種してもらえるようにやっていけば、長寿青森県一に近づいていくんじゃないかなと思いますので、そこら辺よろしく願います。</p> <p>それから、学校のほうで、いつものとおり手洗い等いろいろやっていると思うんですけども、もっと何か工夫をした対策をしなければならぬんじゃないかなと思いますので、そこら辺も積極的にやっていただきたいということをお話しして、答弁は要りません。</p>

答弁	馬場議長	<p>質疑の途中ですが、ここで15分間休憩します。2時50分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時36分)</p>
	馬場議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後2時50分)</p>
	馬場議長	<p>先ほどの11番、西館芳信議員の質問に対して町民課長から答弁の申し出がありましたので、答弁させます。</p> <p>町民課長。</p>
質疑	町民課長 (澤田常男君)	<p>それでは、歳入のところでご質問いただきました西館議員の質問にお答えしたいと思います。</p> <p>中長期という期間について何年かということでしたが、5年ということですが、</p> <p>それから、住居地とは、どういう範囲のものかということですが、基本的に住民基本台帳上の住所と一致していることということで運用しております。</p> <p>以上でございます。</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>それでは、引き続き、歳出について第1款議会費から第5款労働費までについての質疑を受けます。15ページから28ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、第1款から第5款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第6款農林水産業費から第11款災害復旧費までについての質疑を受けます。28ページから40ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p>
	14番 (松林義光君)	<p>39ページに学校給食センター屋外環境等整備工事費、これは旧学校給食センターのことですよね。これの屋外の環境整備をやっているんですか。やったということですか。そこをお聞きします。</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>屋外環境整備というものは今年度、立蛇地区の下水道整備工事ということで、下田中学校のところに下水道の本管が通っていましたので、そちらに下水管をつなぐという工事を行いました。29年度もこれから冬場を今、迎えていますので、舗装だけは簡易舗装しまして29年度に本復旧の舗装をする予定になっております。</p> <p>もう一つは、給食センターを建てる前に造成工事を行っておりますので、その2本が今回、屋外環境整備という予算の枠の中で行っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>7番、檜山忠議員。</p> <p>31ページになりますけれども、橋のことについてなんですが、明神川改修に伴う町道橋梁かけ替え工事費ということなんですが、これとはまた別なことで聞いたかったのですが、国道にかかっている例の明神橋のことなんですが、補強をするというふうなことで話が、もう終わったのかな、県道にかかっている橋のことです。あれ、早めに補強工事をするんだというふうなことをやっていたけれども、どうなんですか、それ、どういうふうに、進行状況を、もし教えていただければ、お願いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>県道にかかる明神川の橋ですけれども、今年度、明神川改修事業ということで工事のほうが実施されておりました。</p> <p>事業期間等につきましては、詳細につきましては、県の事業ですので、ちょっとわかりませんが、工事等、田中建設で実施しているということは現場のほう、ちょっと通ったりして確認しておりました。</p> <p>以上になります。</p>

答弁	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>ただいまの地域整備課長の回答に加えます。</p> <p>明神橋、この前、県土整備事務所に行ってまいりまして、現在、工事中でございます。本来であれば今の3月末で工期が終了だったらしいんですが、6月まで延長して工事を行うというふうなことを聞いております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番。</p> <p>もし工事が終わったときには、やはりあそこ、いつものとおり避難の関係のことを気にしている町民の人も多いんで、終わったら終わったということをちゃんと告知して教えてあげるようにしていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、第6款から第11款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書及び継続費に関する調書並びに地方債に関する調書についての質疑を受けます。41ページから46ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、給与費明細書及び継続費に関する調書並びに地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表継続費補正及び第3表繰越明許費補正並びに第4表地方債補正についての質疑を受けます。議案書の78ページから82ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、第2表及び第3表並びに第4表についての質疑を</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第19号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>環境保健課長 (松林由範君)</p>	<p>次に、日程第20、議案第20号、平成28年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>それでは、議案第20号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額から2,115万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,812万3,000円とするものであります。</p> <p>事項別明細書の7ページから10ページをごらんください。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、執行見込額の精査により2款保険給付費のうち9ページをごらんください。</p> <p>4項1目出産育児一時金及び7款共同事業拠出金のうち1項1目高額医療費拠出金を減額するものであります。</p> <p>3ページから6ページをごらんください。</p> <p>歳入では3款国庫支出金のうち1項1目療養給付費等負担金並びに4ページをごらんください。7款共同事業交付金のうち1項1目高額医療費共同事業交付金及び1項2目保険財政共同安定化事業交付金を減額するほか、5ページをごらんください。9款1項1目一般会計繰入金及び2項1目基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>馬場議長</p>	<p>一方、歳入におきましては、寄附金収入を20万6,000円、ふるさと応援寄附金分の一般会計繰入金を24万5,000円それぞれ増額するほか、貸付金収入を178万2,000円を増額し、それに伴い、基金繰入金を減額調整するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。事項別明細書13ページから15ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第21号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>次に、日程第22、議案第22号、平成28年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>議案第22号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の89ページから92ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ2,716万8,000円を減額し、予算の総額を11億3,544万5,000</p>

		<p>円とするものであります。</p> <p>なお、第2表地方債補正につきましては、事業費の確定見込みによる借入額の限度額を変更するものであります。</p> <p>別冊の事項別明細書の21ページをごらんください。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、1款総務費では消費税の確定見込みにより722万6,000円を減額し、2款事業費では事業費の精査により下水道整備工事費を1,400万、下水道更新工事費を400万円減額するものであります。</p> <p>19ページをごらんください。</p> <p>歳入の主な内容につきましては、1款分担金及び負担金では受益者負担金を347万8,000円増額し、20ページ、5款繰入金では一般会計繰入金を1,058万5,000円減額し、8款町債では事業費にあわせて公共下水道事業債を2,080万円減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。19ページから21ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
質疑	6番 (平野敏彦君)	<p>1点だけ。19ページのところですけれども、ここで滞納繰越分が予算化されております。1目で3万1,000円、それから、2項負担金で7,000円と、それから、使用料が15万8,000円。たしか滞納分も結構あったと思っていますけれども、3月現在でどのぐらいの滞納額になっているか、分担金と使用料の部分で、もし、わかったら教えていただきたいと思います。</p>
答弁	馬場議長 地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>地域整備課長。</p> <p>28年度2月末現在での公共の分担金の滞納というか、収入未済額ですけれども、こちらが19万7,800円、公共の分担金</p>

		<p>のほうが82万6,350円、公共の使用料につきましては231万7,336円となっております。</p>
質疑	<p>馬場議長 6番 (平野敏彦君)</p>	<p>よろしいですか。 6番。 あまり額が大きくなならないうちに回収しなければ大変だと思うんですけども、ただ、この使用料の231万7,336円については、いろんな事業所とかそういうふうなのが入っているのか、個人の部分だけなのか、この中身、ちょっとわかったら教えていただきたいと思います。</p>
答弁	<p>馬場議長 地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。 詳細につきましては、現在、資料等は持っておりませんので、ただし、現時点で使用料等につきましては、事業者と、あとは個人の方、一般家庭ですね、そちらとも全部含めて同じような形で取り扱いしておりますので、この中には事業所等も含まれているものというふうに考えてもらっても結構でございます。</p>
	<p>馬場議長 (議員席) 馬場議長</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。 **なしの声** なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 次に、第2表地方債補正及び地方債に関する調書について質疑を受けます。 議案書の92ページ、事項別明細書の23ページです。 質疑ありませんか。</p>
	<p>(議員席) 馬場議長 (議員席) 馬場議長</p>	<p>**なしの声** なしと認め、第2表地方債補正及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>これから議案第22号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>次に、日程第23、議案第23号、平成28年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>議案第23号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の93ページから96ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ95万4,000円を減額し、予算の総額を1億3,649万円とするものであります。</p> <p>なお、第2表地方債補正につきましては、事業費の確定見込みによる借入額の限度額を変更するものであります。</p> <p>別冊の事項別明細書の29ページをごらんください。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、2款事業費では事業費の精査により農業集落排水施設更新工事費を50万円減額するものであります。</p> <p>27ページをごらんください。</p> <p>歳入の主な内容につきましては、2款使用料及び手数料では、滞納繰越分10万9,000円増額し、5款繰入金では一般会計繰入金47万8,000円減額し、28ページ、事業費にあわせて農業集落排水事業債60万円を減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。27ページから29ページです。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表地方債補正及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。議案書の96ページ、事項別明細書の31ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第2表地方債補正及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第23号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>次に、日程第24、議案第24号、平成28年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (倉館広美君)	<p>議案第24号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の97ページから99ページ及び補正予算に関する説明書の33ページから43ページとなります。</p> <p>本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ9,956万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,191万3,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では執行見込額の精査により保険給付費を減額し、基金積立金を増額するものであります。</p> <p>一方、歳入では、介護保険料を増額したほか法で定められた負</p>

<p>当局の説明</p>	<p>馬場議長</p>	<p>担割合に応じて国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金及び繰入金を減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。35ページから43ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第24号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>次に、日程第25、議案第25号、平成28年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p>
	<p>環境保健課長 (松林由範君)</p>	<p>それでは、議案第25号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ783万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,865万8,000円とするものであります。</p> <p>事項別明細書の48ページをごらんください。</p> <p>歳出の内容につきましては、保険基盤安定負担金の確定により</p>

		<p>2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。</p> <p>4 7 ページをごらんください。</p> <p>歳入の主な内容につきましては、収入見込額の精査により 1 款 1 項 1 目普通徴収保険料及び 1 項 2 目特別徴収保険料を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第 1 表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。4 7 ページから 4 8 ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	馬場議長	
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。
	馬場議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	次に、日程第 2 6、議案第 2 6 号、平成 2 8 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。
	馬場議長	当局の説明を求めます。
	馬場議長	病院事務長。
当局の説明	病院事務長 (小向博明君)	それでは、議案第 2 6 号についてご説明申し上げます。 議案書の 1 0 3 ページから 1 0 4 ページになります。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額を 2, 4 6 6 万 1,

		<p>000円減額し、予算の総額を9億6,043万円とします。資本的収入は320万9,000円減額し、収入予算を4,515万2,000円とします。資本的支出を499万1,000円減額し、支出予算を7,547万円とするものであります。</p> <p>別冊の事項別明細書の49ページから55ページをごらんください。</p> <p>その主な内容につきましては、収益的支出では入院患者減少による薬品費の2,400万円を減額し、収益的収入では入院患者の減少による入院収益の4,192万1,000円を減額します。一般会計からの繰入金の見直しをしております。</p> <p>説明は以上であります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、議案書と補正予算実施計画により一括で質疑を行います。議案書の103ページから104ページ、実施計画の49ページから55ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>4番、高坂隆雄議員。</p> <p>実施計画のほうの49ページで質問をしたいと思います。</p> <p>まず、事務長にお尋ねをしたいのですが、一般会計のところでの質疑の中で数人の議員が、この病院会計のところでは質問等したわけですが、その回答の中で1,700万なりが折り込み済みだというお話とか、1,700万入っても3月末時点で2,000～3,000万の赤字が予想されるというお話がありました。</p> <p>ここで整理したいんですけど、たしか運営審議会は2月の中ごろだったと記憶していますが、その時点で5,400万ほどの赤字見込みだったんですね。私も先ほどの質問では、その時点で、この1,700万入ってますかと。多分入っていないと思うんです、今回の補正ですから。ですので、その折り込み済みだという表現とか、今、補正によって1,700万入っても2,000～3,000万赤字だとか、全体の2月中旬の運営審議会後に病院の収支が非常に改善になって5,400万から2,000～3,000万まで赤字を圧縮したよというお話だったんですけれど</p>
質疑	4番 (高坂隆雄君)	

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>も、どういうふうに整理すればいいか、もう一度説明をお願いします。</p> <p>病院事務長。</p> <p>高坂議員にお答えいたします。</p> <p>1月中ごろの運営審議会での決算見込みについては、まだ1月、2月、3月分の収益が確定しておりませんで、その部分での見込みで収益が上がった部分では当初の5,100万ほどの赤字という部分では報告をしておりましたが、今の繰入金の部分も入れておまして、その分も入ってのその時点での赤字の額ということになります。現状では、先ほども一般会計のほうでも答えておりましたが、3,000万から4,000万近くの赤字の予定と予想される部分があります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>4番 (高坂隆雄君)</p>	<p>4番。</p> <p>じゃあ、前回の運営審議会の際の見込額、最終的な見込みが赤字5,400万といった際には、今回の補正額が入ったものとして見込んでいた。ところが、それから改善になって圧縮になって最終的に2,000～3,000万になると。とすると、すばらしい改善ということになりますかね。この要因も、やはりきちんと把握をしておいたほうがいいと思います。</p> <p>企画財政課長にお尋ねしますが、繰出基準により調整をして、この額になったというお話もありました。この繰出基準というのを少し説明していただけますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>繰出基準につきましては、総務省のほうから地方公営企業繰出金ということで、それぞれの公営企業に対する繰出基準というのが定められております。</p> <p>例えば、病院事業につきましては、病院の建設改良に要する経</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>4番 (高坂隆雄君)</p>	<p>費、これは、例えば2分の1以内で町のほうが、一般会計が負担するものとか、あと、へき地医療の確保に要する経費、項目だけお話ししますと、あとは不採算地区病院運営に要する経費、結核医療に要する経費、精神医療に要する経費、感染医療に要する経費、リハビリテーション医療に要する経費、周産期医療に要する経費、小児医療に要する経費、救急医療の確保に要する経費等々それぞれの内容によって繰り出し基準等が定められております。</p> <p>以上であります。</p> <p>4番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、先ほども言ったんですけども、これはどう理解すればいいのか、いまいちわからないんですけど、一般会計のほうでは資本のほうへ168万1,000円繰り出して、病院会計のほうの資本での受けが一般会計から出資金、出資金という表現なのかわかりませんが、近い数字が169万1,000円、1万円の差があるんです。ですから、これなのか、また別なのか、これが1点ですね。</p> <p>それから、収益運営費負担金、負担金として1,734万8,000円を出しているんですが、病院会計の受けでは、どこなのか分からないんですね。</p> <p>今の企画財政課長のお話では、不採算地区病院に係る経費のところが今回4,400万計上していますから、この中に入るのかなと思うんですけど、出すほうでは運営費の負担金で出して、受けるほうでは別の説明文になっているので、なかなかわかりにくい。</p> <p>49ページの表を見る中で「他会計」という3文字が7つ出てくるんです。款とか目とか節とかいろんなところに。ですから、もう少しわかるような勘定科目なり説明文の表記をしていただきたい。そのほうが我々もわかるようになると思います。</p> <p>それから、剰余金が7億以上、たしか病院はあったと思うんですね。現金としてある。その現金の中には、いろんな目的で積み立てたものがあるはず。黒字のときは額の多少は別として、剰余金が出れば、それは繰り越すわけですね。赤字になっても、</p>
-----------	-----------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>それもまた繰り越すわけです。ですから、その中でやりくりも当然できるわけですね。</p> <p>ですから、7億なりある中で減価償却費の引当金や、また別の引当金とか多分あると思うんですが、剰余金の引当金も絶対あるわけですから、何か当初予算というか、今回の補正前の病院へ繰り出しているお金は約1億1,400万ある。</p> <p>これも記憶ですが、年度によっては1億円繰り出さないときもあるんです。ですから、多分その辺は調整しているんだろうとは思いますが、病院には、お金があるわけですから。その辺もはっきりさせていかないと、経営として本当に妥当なのかどうか、見えてこないと思います。</p> <p>ということで、何点かお尋ねしましたので、漏れのないように回答をお願いします。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、高坂議員にお答えいたします。</p> <p>一般会計で資本に繰り出している金額なんですけれども、168万1,000円で、病院の資本的収入の部分に入るお金が169万1,000円、ちょうど1万円の差があるんですけれども、こちらについてちょっと詳しい手持ちの資料がなくて、後ほど調べてお答えしたいと思います。</p> <p>それから、病院の利用資金がたまって現金は8億近くあるんですけれども、その中には現金預かり金というか、今までの黒字の積み上げが2,700万ほど入って、ちょっと現金が3,000万近くあるんですけれども、その部分の、剰余金については、その年度の赤字になった部分については、その分補填してプラスになるか、マイナスになるかという形にはなりません。</p> <p>繰入基準の部分は財政課長が説明しておりましたけれども、実際、繰入基準の部分でいって今の不採算地区の部分に4,482万6,000円ということで補正をしておりますけれども、この中には、ほかの救急医療の分とか医師確保の分からの分等合わせまして4,482万6,000円という形で繰り入れのほうの金額となっております。</p> <p>これは理由が不採算地区のほうの一般会計から繰り入れした</p>
-----------	--------------------------------------	--

		<p>ということにしておかなければ、特別交付税の算定の根拠のほうに不採算地区の部分の一般会計から繰り出した金額の8割が交付されるということで、今年度からちょっと算定の部分が変わりまして、そちらに集めておかないと町に入る交付税のほうも入らない。当初の1,300万だと1,000万ほどしか入らないんですが、今、合わせますと5,800万ほどの不採算地区になりまして、それでいくと4,600万ほど入りますので、ざっと3,600万ほど増加するという形になっております。</p> <p>以上になります。</p> <p>馬場議長 (議員席) ほかに質疑ありませんか。ありませんか。 **なしの声**</p> <p>馬場議長 (議員席) なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>馬場議長 (議員席) なしと認め、討論を終わります。 これから議案第26号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>馬場議長 (議員席) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>馬場議長 (議員席) これで本日の日程はすべて終了いたしました。 これにて本日の会議を閉じます。 あす8日は午前10時から予算特別委員会を開き、付託された議案の審査をお願いいたします。 本日は、これで散会いたします。 (散会 午後3時28分)</p> <p>事務局長 (中野重男君) 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 この後引き続き議会広報委員会を開催しますので、委員の皆様は第2委員会室にお集まりください。</p>
--	--	--

--	--	--